

令和4年度第2回袖ヶ浦市総合計画審議会 会議録

1 開催日時 令和4年10月31日 午前10時開会

2 開催場所 市役所北庁舎2階会議室

3 出席委員

会長	石戸 光	委員	吉岡 眞史
副会長	田島 則行	委員	長沼 眞
委員	江野澤 吉克	委員	若林 和秀
委員	井上 宣之	委員	置田 和子
委員	嶋田 雅夫	委員	渡辺 義一
委員	山口 修	委員	八木 克典
委員	安田 雅好	委員	阿子島 祐子
委員	松井 洋美	委員	伊豆 和代
委員	国分 多喜夫	委員	島村 佳伸

(欠席委員)

委員	久保 秀一	委員	三好 祥子
----	-------	----	-------

4 出席職員

市長	粕谷 智浩	企画政策課副参事	多田 晴美
企画政策部長	小島 悟	企画政策課副主幹	上出 洋輔
企画政策部次長	川口 秀	企画政策課主査	對馬 宗久

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 第2期実施計画(案)について
- (2) その他

7 議 事

事務局（多田副参事）

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
ただ今から、令和4年度第2回袖ヶ浦市総合計画審議会を開催いたします。

はじめに、本日の出席者数について、ご報告いたします。

ただ今の出席委員数は17名です。袖ヶ浦市総合計画条例第14条第2項の規定により、全委員20名の過半数の出席がありますので、会議は成立しています。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

事務局（多田副参事）

次に、会議開催にあたり、粕谷市長よりご挨拶申し上げます。

粕谷市長

（市長あいさつ）

事務局（多田副参事）

続きまして、石戸会長よりご挨拶をお願いいたします。

石戸会長

（石戸会長あいさつ）

事務局（多田副参事）

ありがとうございました。

次に、任期満了に伴う4月の委員改選以降、今回が初回の顔合わせとなりますので、配布いたしました、名簿の順に自己紹介をお願いいたします。

石戸会長からお願いいたします。

（各委員より自己紹介）

事務局（多田副参事）

ありがとうございました。

市長は、この後、他の公務がありますので、ここで退席いたします。

ご了承のほどお願いいたします。

(市長 退席)

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

(各職員を紹介)

それでは、議題に入らせていただきます。

これより進行は、総合計画条例第14条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。

石戸会長よろしくお願いいたします。

石戸会長

それでは、規定に基づき議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、会議の公開及び傍聴について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（多田副参事）

この会議は、「附属機関等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により公開となります。

なお、本日の会議について傍聴の申込みはありませんでした。

また、本日の会議録につきましては、発言者の氏名を記載、要点筆記により作成し、委員の皆様を確認をいただいた後、ホームページで公開いたします。

石戸会長

皆様、会議の公開及び傍聴については、よろしいでしょうか。

それでは、これより議題に入ります。

はじめに、議題1「第2期実施計画（案）について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（川口次長）

(資料1及び資料2に基づき説明)

石戸会長

ありがとうございました。

それでは、質疑等をお受けしたいと思います。

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、ご

発言をお願いいたします。

松井委員

57ページの河川維持管理事業ですが、どの程度の雨量とか洪水になったときというのをシミュレーションとかをして計画をするのでしょうか。

事務局（川口次長）

シミュレーションをしてというところが確認できていなくて申し訳ありませんが、大雨の時に河川が氾濫する箇所があり、そちらについて計画的に進めようとするもので、具体的には松川の浚渫をこの計画期間に進めようとするものです。時間50ミリとかありますが近年の大規模な激甚化、そして線状降水帯の発生等もありますのでシミュレーションも難しいところですが、水が溢れるところを重点的に浚渫していくということで考えています。

国分委員

国土交通省でも全国の河川に多くの定点カメラを設置しているが、袖ヶ浦市で同じように河川のカメラを設置した場合、国と市が設置したカメラの連動とか、見る側が快適に見れるようにすることは考えているのか。

事務局（上出副主幹）

こちらの国の川の防災情報というサイトと連携して公開していくという形で整備しようとするものです。

国分委員

一元化するに近いような形にするということか。

事務局（上出副主幹）

このサイトの中で国県が設置したものはもちろんのこと、市が設置したものあわせて確認できるような形にしていく方向で検討しています。

山口委員

公共下水道、設計は時間50ミリ、河川は時間100ミリでなかったと思うが、設計基準があるからそれはたぶん現行では間に合わなくなってきて、時間400ミリなんてことがあるから、それは大変なことだと思うので、見直すなりしたほうが良いと思う。また、河川ですが、市内では小櫃川の富川橋のところに県の水位計が置いてありますよね。これはネットで流れていて、それを見て危険水位になるかならないか我々は見ることができる。そういう意味では、松川とかにも市が独自に置いたりして情報提供できるようにしたらよいと思う。私は、大雨の

際はいつも富川橋の水位計をネットで確認しているが、こういうデータが見れることを市民にPRすることも大事だと思うし、松川なんかにもそういう施設をつくっていくことも考えたらよいと思う。

事務局（川口次長）

水防事業の中で水位計の設置がありますが、ウェブ公開していくというところで市民の皆さんにそういう危険な状態をできるだけ早く正確な情報をお届けしていくということでございます。いただいたご意見を踏まえながら対応していきたいと思えます。

吉岡委員

財政計画が表示されていない中で、これだけの新規事業をするという計画ですよね。いずれどこかで1月か2月に財政計画が出てくるんだと思うが、今の市の財政状況を見ると経常収支比率が非常にいいとは思っていませんので、しっかりとした財政計画を持ったうえで、新規事業というのをきっちりと考えていただきたいと思っています。もう一つは、子どもの教育関係はずっと思っているんだが、この今の計画を見ていると周りの地域に非常に支援・応援を依頼するというのは多いんですが、私は校長先生にもよく言っているが、中学生は少なくとも、小学生の高学年は地域ボランティアにもっと参加すべきではないかと思う。地域とのコミュニケーションをもっとやるべきではないかと思う。要するに求めるものが多くて、自分から地域に対してボランティアや協力をするというそういう精神が全然ないんですよね。欧米なんかを見ると、40%から50%近くがこういうことをやっている。そういう教育がどうも日本はボランティアに対する考え方が欧米に比べて遅れていると感じている。教育の中を見るとほとんど触れていないので、ちょっと残念だなというのが私の意見です。どうしてくれるというわけではないが、そういうふうには思っている。違う意見があったらお聞かせ願いたい。

事務局（川口次長）

財政計画についてお示しはできていませんが、財政当局が作成した現時点での財政フレームを確認しながら今回の計画をまとめてきています。実際申し上げますと歳入歳出のギャップがまだありまして、要は歳出が超過している状況です。令和5年度の予算編成に向けて査定等の作業に入っておりますので、そこを受けて3年間の計画ということでフレームというのはちょっと絞った中でお示していきたいと考えています。フレームに関しては当然注視をしながら計画を策定していきます。

また、小中学生の皆さんのボランティア精神について、地域の方からは応援に行くけれども、児童生徒の皆さんの方が地域ボランティアをしたらどうかって

いう話かと思いますが、学校でそういった活動はされているところも当然あるというふうに思っておりますけれども、いただいたご意見を関係部署にお伝えします。

山口委員

今日は諮問でないからいいんだけど、この財政計画は次の会議は諮問になりますからね、いつごろ皆さんに提供してもらえるのかな。実施計画は財政計画がないとチェックのしようがないから。今はできていないんだけど、次の諮問までの間に財政計画を作って皆さんに事前に提示してもらわないと困るんだよね。

事務局（川口次長）

後ほど説明しますが、次の会議が1月下旬に予定しています。その一週間くらい前には資料を配付してお示しします。

井上委員

基本的なことですけれども、新規の実施計画の説明の中で実施計画というのはすでに実施していて、この第2期実施計画から新たに載せたということですが、この新規の事業について載せた考え方というのは何かあるのでしょうか。

事務局（川口次長）

新規事業ということでこれまで全く取り組んでいなかったことに関して、政策的な方向性で要請が強いというようなところの判断で新規事業ということで立ち上げますので、これに関しては実施計画には基本的には載せていければというところが考え方です。あと実施計画に新たに載せていくというところについては、予算事業で既に立ち上げているものがありますが、計画をローリングをして新たに第1期実施計画に載せたりということがなかなかできないところもありますので、政策的にやはり要請が強くてやっつけようとするものについて第2期実施計画から載せていくという判断でやらせていただいています。

井上委員

4ページで計画事業数を154と入れていますが、その時の説明で中止とか廃止したものは入れていませんという話があったんですが、どれくらいのものが中止・廃止になったのかわかりましたら教えてください。

事務局（川口次長）

第1期実施計画各全体では166事業が掲載されておりました。これが154事業となっておりますが単純にですねなかなか難しいところがあってこの差し

引きが掲載がなくなったということではなく、実は掲載事業を取りまとめて一事業にしたものであるとか、あるいは先ほどちょっと申し上げましたけれども全く掲載しなくなったものもあり、40事業ほど第1期実施計画から落とす、あるいは取りまとめたというところではあります。

松井委員

63ページの農業のことですが、農業経営体制の強化でICT、スマート農業を取り入れるなどを踏まえたところで、袖ヶ浦市が市内で生産している農産物のうち、市内と市外で消費されているものの割合はどのくらいのもので、市内での自給力はどのくらいのものでしょうか。これでICT化を進めることで袖ヶ浦市の農業がどれだけの生産量を増やしていったら、自給力ということに対してはどうやって取り組んでいくべきなのか。あと、65ページの森林経営の管理なんですけれど、袖ヶ浦市の森林は何ヘクタールくらいあって、それを何ヘクタールくらいまで維持していかなければ、いろいろな治水のこととか、CO2のこととか、自然、地球のためによくないと思っているのか。先日、袖ヶ浦市をグーグルマップで市全部を見たらあまりにも剥げていることにびっくりして、7ページにあります。何回か前にこの市が目指す将来の姿の緑かがやくというところで議論があったかと思うんですけど、この緑というのは、一体袖ヶ浦市は何をもって緑ってあの時話が出ていたか覚えていないんですけど、緑とはいったい何か再度教えてもらいたい。

事務局（川口次長）

農業の関係の方でICTあるいはスマート化というところで市内におけるその農業の自給率みたいなお話かと思いますが、実はこの統計データ持っていません。もちろん、ゆりの里などで地産地消ということで直売所に出荷していただいでそこで地元の方も買っていただいているという実態があると思っておりますが、全体として袖ヶ浦市にお住いの方が農畜産物をどの程度自給できているかという数字は持っていません。こちら辺はですねちょっと取り切れるものなのかということも含めて、今後、数字として押さえられるかどうか検討していきたいというふうに思います。スマート化等については、農業センターでの講習であるとかそういったことも含めて支援をさせていただいているところです。また、別事業ということになるかもしれませんが、有害鳥獣の被害が多くなっています。有害鳥獣の捕獲等々についてICT化によって効率化を図るということも新たに取り組みを進めていきたいというところもありますので、そういった活用を進めていきたいというふうに思っています。

あと森林経営管理事業について、袖ヶ浦市の民有林、森林面積1,870ヘクタールということで、こちらに関して適正管理を進めていくために取り組んでいる事業です。

緑の話ですけれども、森林だけではなくて農業をやっている、それは手の入った自然と言えるかどうかあれですけれども、そういったことも含めて緑豊かな環境が特に内陸部の方はあるかと思っています。そういったところの表現を入れてですね、緑という言葉を使わせていただいているというふうに考えています。海側地区の開発であるとかそういったところで土地利用の面で開発をしていく部分もあります。袖ヶ浦市としてはやはり自然と住環境の調和のとれたまちづくりを進めていければというふうに考えているところです。

長沼委員

防災の関係なんですが、地震とか洪水等はよくテーマに上っているんですけど、地震による火災が発生した時にどうするかというのが、探したんですけどあまり載っていないんですよ。袖ヶ浦市内でも結構古い町並みとか住宅密集地とか、名前出して申し訳ないんですけど、今井地区とかですね、かなり密集して古い家がある。そういうところで大きな地震が発生したときに火災が発生したらどうするかという想定がちょっと抜けているのかなという感じでですね、最近そういう話も多く聞かれるので、少し考えていただきたいということで意見ですけど、注文したいと思います。

事務局（川口次長）

密集地において地震による火災が発生した場合、多発的に起きたというような想定というのはあまりないんじゃないかというお話かと思いますので、担当部署に今話を伝えさせていただいて検討してまいりたいと思います。地域防災計画の中にはそういった対応とかあるんですけども、特別に東京などの人口密集地ではかなり問題になっている部分、首都直下型地震の折の火災の問題とかであるかと思っていますので、袖ヶ浦市においても対応が必要なのかどうかというところは検討してまいりたいと思います。従来の事業の中では、消防の事業で消防団の機器の更新であるとか車両の更新など、そういったところは位置付けをさせていただいています。今お話にあった部分については、担当課に伝えていきたいと思っています。

田島委員

空家等対策事業についてお聞きしたいんですけども、袖ヶ浦市における空家等がどのくらいの数があるのか、その辺の状況を教えてもらいたいのがまずひとつと、空家になったものがどうやって活用するのかということで、おそらくマップを作っただけではなかなか活用されないということがあると思いますので、他の事業と連携して何らかの活用方法を生み出していくことが必要になると思います。例えばコワーキングスペースの開設とか、あるいはまちづくりのこととか、あるいはここにはないかもしれませんが、移住を促進するとか、そういったよ

うなほかの事業との関連をどう考えているのか教えていただきたい。

事務局（川口次長）

空家の戸数についてはちょっと確認しますのでお待ちいただいてよろしいでしょうか。

空家をどのように活用してその先につなげていくのかということかと思いますが、今お話のありましたコワーキングスペースに関する事業も新規で立ち上げることになります。この事業は、民間事業者に補助を出す制度ですので、そこは事業設計の中で空家を活用するということを入れられるかどうかは考えていきたいと思います。

あと移住というお話があって、袖ヶ浦市では移住促進事業というものが今実施計画の中に入っていないんですが、そこはこれからの課題であるというふうに思っています。特に平川地区、内陸部につきましては人口減少が続いているというところで、新しく住んでいただく方を増やしていかなくてはいけないという課題を抱えていると思っています。その一つとして現に空家が発生しているところに、例えば農業を新たにやってみたい方をそちらへ情報提供をして住んでいただくようなことは取り組みとして進めていきたいというふうには考えています。農業委員会が所管しています農地の下限取得面積の緩和であるとか法整備もされていますので、そういったところと連動しながら取り組みを進めていきたいというふうに思っています。

市内の空家の概数ですが、370戸くらい、空家率が1.6%というのが平成24年度に市が行った実態調査で把握できているものというところでデータとしてあります。

多田副参事

市が調査した数字のほかに、2018年10月に総務省が行った住宅・土地統計調査によりますと、抽出調査、外観目視調査による推計値ではありますが、袖ヶ浦市の空家率として9.9%というデータがあります。

田島副会長

空家対策というのは全国的に問題となっていて当然袖ヶ浦市でも問題になってくるだろうと思いますが、縦割りだとどうも解けないんですね。なので部署横断型でどうやって使い方を開発していくか、農業とか働き方とかいろいろなやり方があると思いますので、是非その辺を加味していただければなと思います。

国分委員

48ページの公用車電気自動車導入事業についてです。5年度から7年度までで車両の導入計画があると思いますが、今現在何台あって、5年度から7年度

まででそれぞれ何台ずつという計画が閲覧できるような形になっているんでしょうか。

事務局（川口次長）

閲覧ということは今できない状況ですが、市が所有している電気自動車はありません。現在、この庁舎整備を進めている中で急速充電器、普通充電器というような電気自動車の充電器を設置する予定がありまして、それに合わせて先駆的に電気自動車をこの計画期間中に2台増やしていこうという計画です。

国分委員

まさにその導入計画に応じて今おっしゃったような電気を供給する部分というところがどうしても必要になってくる訳で、導入計画に合わせた電気を供給する地点を併設していく必要があるかなと今思っていたんですが、市役所の方にのみという形なのでしょうか。

事務局（川口次長）

今のこの段階においては先駆的というかパイロット的に市の方で電気自動車を購入させていただいて、市役所の庁舎の中に、民間の方に一般に使っていただくステーションという形ではなくて、公用車専用という予定で充電器を設置する計画があります。この後、来年度以降に環境の関係の温室効果ガスの抑制の取り組みというのも具体的な計画をつくって位置付けていきますのでその中に、例えば市民の皆さんに対する様々な取組あるいは企業の皆さんに対する取り組みなども位置付けていきたいと思っています。そこはまだ具体的な書き方ができないところがありますので、その計画に合わせて位置付けは今後検討していきたいと思っています。

国分委員

地球温暖化の効果もありますけども、災害の時の電気の供給拠点としてもなり得ることもあるかと思っていますので、最初は市役所というところでしょうけども袖ヶ浦市全体としての災害対策の電気自動車の供給と環境整備はこれをきっかけに投げかけていく必要もあるのかなと思います。

事務局（川口次長）

ありがとうございます。

松井委員

61ページのデマンド交通について、長浦地区で始まったチョイソコがうらの利用率はどの程度なのでしょう。

事務局（川口次長）

チョイソコがうらということでこの10月3日から始めさせていただきました。平日の9時から4時まで、車両2台を運行していますが、利用率という形はなかなか難しいんですが、10月25日現在で会員登録者数が530名ほどです。全体として利用された方は131名となっていますので、一日に直すとこの間のウィークデーだけです。10名いかないくらいになるかもしれませんが、そういったところでスタートしています。この後も引き続き周知を図りながら増やしていければと思っています。

松井委員

免許返納をなるべく高齢者にしてもらおう、そういうような仕組みがないかと思って、様々探していたところ、チョイソコがうらを知って、これはいいかと思ったんですけど、登録してくれている医療機関が少ないというのと、高齢者が免許を返納して一番困るのは医療機関に自分の足で行けなくなっちゃうことがよくあるので、現に私もその当事者なので、ただ医療機関も手を挙げてくれたところだけが登録されていると聞いたので、でもそうすると長浦地区でもずいぶん少なかった。あと利用方法を見ると、高齢者でいったら頭がちゃんとしっかりしている高齢者しかこれ乗れないかなって思ったんです。何か利用者側からいろいろな意見が出ていて、それがどう改善されていこうとしているのかというのはあるのでしょうか。

事務局（川口次長）

病院というか医院やクリニックの登録については、医師会にお願いをしたうえで、個別に依頼をして登録許可をいただいたところを停留所としています。今後もし停留所で置けないというところがあった場合についてはその後のフォローアップをしながら、皆様のご要望を持ちながら増やしていきたいと思っています。今の話に関連しますが、ちょっと乗りにくいじゃないかという話ですけど、今お住まいの近くのゴミステーションなどを出発地として停留所にしていて、そこに行っていただければ目的地の停留所までということになりますので、こちらのサービスは停留所を巡回しているものではなくてピンポイントで自分の自宅の近くの停留所から行き先停留所に行けるということになります。一回そのパターンで利用していただければそれほど難しくはないのかなと思っています。ただし、皆様からのご要望、クレーム的なことをどうやって反映していくのかというところについては、ある程度取りまとめたうえで、今回、官民連携事業ということで民間主体でやっていますので民間事業者の方から情報をいただいてそれを行政として検討して反映していくことになります。実証運行ですので、今後走りながら見直しをしてよいサービスにつなげていくということでやっていますのでご理解いただければと思います。

置田委員

チョイソコがうらのパンフレットをいただいているんですけど、なかなか皆さんどうしていいかわからないというのが事実だと思うんです。それで、3年間の実証運行ですね。具体的に市から情報提供していただいたらいいかなと思います。

事務局（川口次長）

機会をとらえて市の方も情報提供等を考えていきたいと思います。

八木委員

人つどいということですね、住みやすいそでがうらと、子育てのところなんですけども、19ページの下から4段目のところに、私立保育園をつくりますと、それで令和6年にできて、そのあとの計画で児童数の確認等と計画に入ってますけど、その二つ下に保育所入所待ち児童支援事業というのがあって、一見すると何か相反するような感じがしてですね、これ実際に保育所に入れない児童というのはまだこのままずっと続いていくようになっているのでしょうか。それに対して、新しい保育所をつくるんですけども、またそのあともどのように計画されているのか教えていただきたい。

それともう一つ、31ページのところで、医療の方なんですけれども、これ前から市内に産婦人科がないということで、施策の方向性の(3)に市内に産婦人科医療機関の誘致の検討を進めますと書いてあるんですけども、今回の32ページのところですね、一番下のところに産婦人科医療機関の誘致の検討を進めますとありますが、具体的な事業概要でそこが読めないなど、どういうふうにしていくおつもりなのかお聞かせ願いたい。

事務局（川口次長）

19ページの方の私立保育施設等整備助成事業に関連して、入所待ち児童が実態としているのかということですが、今年度は入所待ちの方がいるということになっています。現在、子育て応援プランというこの分野の計画を検討しているところです。その中で推計を出してしまして、次期の実施計画の中の私立の認可保育所の整備助成というのができれば、今の想定では入所待ち児童数が解消される見込みというふうになっています。下のですね保育所入所待ち児童の支援については、希望するところになかなか入れなかったりとかっていう方もいますので、そういったところに対しての支援も含めてこのような形で位置付けをしている事業です。あと31、32ページの方ですが、市内に産婦人科医療機関がない、誘致の検討を進めますとの記載ですけども、実はここら辺の難しい問題があります。圏域の医師会においては、ここは圏域内で考えれば産婦人科は充足してるという考え方を示されています。市民の皆様の方からはやはり袖ケ

浦市内でそういったものがないと出産等で不安であるというお声もありますので、ここは医師会との調整も含めまして、引き続き検討を進めていくという表記でありまして、例えば用地を用意してここに誘致をすとかという具体的な取り組みまで記載ができないのが現状ということになっています。

山口委員

23ページの教育で大きな問題は、タブレットを国が子どもたちに全員配って、タブレットで授業をするようになっていきます。これが多分、日本の教育の大きな転換になると思われるのは、今までは黒板に向かって先生が板書して標準で教えていたものが、個々に自分たちで色々と調べたり、自分たちでやっていっちゃうんですね。先生が教えることと子どもたちにギャップができてしまう。少なくとも35人、40人の子どもを抱えている先生が一人ひとりのパソコンに対応できないんですね。タブレットが壊れたら直さなければならないし、そういう意味でインストラクターの増員ということになるんだけれども、単年度ではなくてできるだけ多くの人をね、インストラクターを先生の負担にならないように。パソコンというのは教えるものではなく覚えるものだから時間がかかるんですよ。そういう意味で単年度で切ってしまうのではなくてインストラクターとかサポート体制の確立という形でちょっと充実していただきたいというのがあります。これから多分、皆さん子どもたちに聞いてみると分かると思いますけど、学校の授業ががらっと変わって行ってしまいます。子どもたちはタブレットを持っていれば自分たちでどんどんやりますからね。この間も中川小学校ではスイスの学校とオンラインで授業をしていたという話もありますよね。タブレットを使って、今、ALTが来ていますから、アメリカあたりとどんどんつながって、子どもたちがそういう楽しい授業をやって行って、我々が受けたように黒板で先生が教えているような授業の時代ではなくなってくるんです。タブレットというのはパソコンですから先生方にとっては難しい問題もあるものから、バックアップ、サポート体制を一年間で増員を終わりにしてしまうのではなくて、サポート体制という形で連続してほしいというのがあります。

それから教育委員会では80ページに出てきますけれども、来年の3月で幽谷分校が廃止になって平岡小学校に統合されていきます。そうすると幽谷分校は空き学校になります。それから前の学校給食センターが使っていないままです。総合教育センターも、今、長浦に行っていて、教育委員会の方でかなり施設が空いてきているんですね。できるだけ何かの方法で使うように皆さんの知恵を借りてですね、せっかくですから使っていきたいと。臨海スポーツセンターも、今、屋根が壊れていまして、あれを直すと莫大なお金がかかるんですよ。今それを続けるか続けないか議論している最中なんですよ。場合によってはあれも使えなくなってしまうということで、教育財産の中で出てきていますので、これをできるだけどこかで使えるように検討していただきたいと思

ます。

最後に、私、個人的には横田に住んでいますので、まちづくりについて聞きたいんですけど、都市計画法ってのは、市街化区域にすると10年以内に道路、公園、下水道を管理して都市基盤整備をすることになっていますよね。横田の方はちっとも進んでいない。まちづくりをもう少し前へ出るような形で進めてもらいたい。横田に来てもらえればわかると思いますけど、国道410号にはダンプが通るんですよ。ダンプはセンターラインギリギリですよ。かなりの台数が通るので、昔バイパス機能があったと思うんだけど、もう一度まちづくりを、各地区の地域のまちづくりを、長浦地区にまちづくり協議会ができたという話は聞きましたけど、ほかの地区でもまちづくり協議会をつくってみんなでまちづくりを先へ出してもらいたいと思う。特に横田は副次核になっていたと思いますので、何かの形でもう少しまちが住みやすいようにしていただきたいなと思います。一応過疎化が進んでいますので、過疎化を返上したいのでできればいろいろな案を出していただきたいと思います。

事務局（川口次長）

最初の学校におけるICT、タブレットの導入についてですが、そちらについては今お話のあったインストラクターを配置して授業支援あるいは先生方への機器の取扱講習などの形でご活躍いただいています。引き続きこちら児童生徒みんな1台ずつ持っている状況ですので、しっかり対応していきたいと思っています。先日私ども進行管理の現地踏査ということで、根形小学校に市長も含めてこの授業を見に行きました。その場でICTインストラクターと先生が両方子どもたちを見ながら指導している現場も確認しておりますので、そういったことで引き続き対応していきたいと考えています。

それと80ページの方で教育施設等利活用事業を位置付けしています。こちらにあるとおり、旧総合教育センターの跡地、臨海スポーツセンターのあり方などを検討していきます。

幽谷分校の話もいただきました。教育施設が空いたところをどう有効活用していくのかというのは大きな課題であると思っています。今の一つの考え方としては民間の色々な見識、提言もいただきながらよりよい地域活性化に向けて土地活用、施設活用ができるようなことを進めていきたいということで事業の位置付けをしているところです。

横田、平川地区のまちづくりということで今お話しがあったとおり横田は市街化になっているけどもっていうお話も含めてかと思っています。こちらについては国道410号のダンプである道路の線形とかあるいは狭いところというようなところで手がなかなかつけられない、国県等に対して要望はしてしまして今日ご出席の県議にも色々ご尽力をいただいているところなんですけれども、なかなか進まないところがあります。こちら引き続き取り組んでいくとともに、今回、

事業で位置付けをしていますけれども、市街化調整区域の部分について地区計画の制度を活用して、その地域にあった土地利用を図っていくというところで考えています。こちらはそういった動きを支援して皆さんとともに進めていくというところです。

まちづくり協議会のお話も出ました。長浦地区は立ち上がりましたが、その他の地区ということでまだまだ機運の醸成とか足りてない部分もありますので、こちらも引き続き協議会立ち上げ、そして地域の課題を共有して皆さんと解決していくという流れをつくって、その中に今言ったお話のようなことも取り上げていきたいというふうに思っています。

阿子島委員

33ページの重層的支援体制整備事業というのが新規としてありますけど、地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、子育て支援課で、ここがものすごく大事だと思っているんです。例えばそれぞれの課にこれが再掲事業として全部に載ってもいいくらいのものだと思います。それと先ほどの企画政策課でのチョイソコがうらとか、交通手段とかもこういうものと必ず関係性のあるものだと思うので。それとプラス公的に重層的支援体制というだけではなくて公民の協働というところ、それは必ずもう今後必要なところなのでそういうところもここに入れていけないのかなというふうに思っています。2025年問題っていう3人に1人は高齢者になるというのがわかっているところでの計画なので、ここをもっと力を入れてもっと打ち出してほしいなど。そして公民の協働体制というようなどころも盛り込んでいただけたらと思うんですけど。

事務局（川口次長）

33ページの重層的支援体制整備事業は新規で始めさせていただくものになります。こちらは本年度から庁内で関係課が集まって検討を進めています。具体的には今お話があったとおり、高齢者の方がまず増えているという現状があるかと思っています。ただ、こちらの事業で解決しようというところについて、一例では8050問題ということでお聞きになっている部分あるかと思いますが、80歳の親御さんで50歳の子どもさんがいて、その子どもさんが引きこもりになっているようなケース。こういうケースは高齢者問題であり、あるいはその引きこもりの原因が精神疾患であれば障がい者問題でもあり、色々な問題を複合的に解決しなければならないということで、それに対応するために一元的に窓口を設けて切り分けをして、適切なサービスにつなげていくということでこの重層的支援体制整備事業というのを新たに構築しようとしていくものです。関係課としてここに書いてありますけれども、窓口としては一つの窓口をつくってそこを切り分けして、そこがサポートを続けながら支援していくという体

制をつくっていくというのが今目指しているところです。

阿子島委員

基本的にはセンター方式のように各課がここに関して協働するというよりも、振り分けていくという考え方が基本になるのでしょうか。

事務局（川口次長）

実際に支援をする場としてはそれぞれの所管課がありますが、完全に縦割りということであっち行ってください、もうあとはっていう形ではなくて、引き続きその受けたところで関わりを持ちながら、色々複合的な要素で問題抱えているケースを想定して進めていきます。

阿子島委員

横の連携を必ずとるという考え方でよろしいでしょうか。

事務局（川口次長）

そのとおりです。

阿子島委員

例えば横の連携を持っている中で、協働した新しい施策が今後生まれることはあるのでしょうか。

事務局（川口次長）

可能性はあるかもしれませんが、今後については、33ページの事業内容に①から⑤まで書いてあるものは必ずやっていくということで計画していますが、その先の個別事業については必要に応じてそれぞれ対応していくことになりかと思えます。あと例えば高齢者問題に特化してお話させていただきますと、高齢者福祉の方になりますが35ページから37ページまでには高齢者支援を行う施策が書いてあります。先ほどご説明しました地域包括支援センターの体制強化ということで、高齢者の様々な相談も対応していくところですが、こちらも市が直営で1箇所持っていたところを、民間に新たに3箇所、そして基幹センターとして市の直営分もあるというところで強化していくということで、こういった取り組みもしながら重層的ということで複合的な要因に対応もしていくということで考えています。

阿子島委員

特別この重層的支援体制整備事業の中に、民間との協働とかということは今の時点では明記しないということですよ。

事務局（川口次長）

そこまではこの計画には入ってこないんですけども、民間も色々な事業主体の方、社会福祉法人もあり市と連携している社会福祉協議会のような組織もありというところで、様々な協力をしながら進めていくことになろうかと思っています。

阿子島委員

33ページの成年後見制度利用促進体制整備推進事業、39ページにも再掲事業として載っているんですけども、私が関わった中でも何例かあるんですが、成年後見人が袖ヶ浦市内とか近隣市内ではなくて、船橋ですとか遠いところの司法書士であったり、そしてその本人と結構疎遠であったりする場合が非常に多くて、司法書士さんですし書類も全部できるしお金の管理もされます。でも決して本人の支援ができていくかといったら、そうではないという例が非常に多くて一人の司法書士さんが千葉県内とかあるいは都内でもそうですけど大勢の後見人になって一人いくらという報酬を得ているというような実例を結構私も目にしているものですから、その家庭裁判所の監督のもとで書類を出していくこと以外に市内である程度監督機能ができるとか、あるいは市内で司法書士さんとかではなくても、民間後見人養成講座というのも書いてありまじけども、そういう本当に本人と疎遠にならない、本人のための後見人ということに関して育てて、そういうものを増やす。また、家裁以外にチェック機能とか監督機能とかがあったらいいなと思うんですけども。

事務局（川口次長）

33ページの下に成年後見制度利用促進体制整備推進事業を位置付けしています。社会福祉協議会が法人後見ということで取組を進められてると聞いています。あわせてこの制度の中核的な機関ということで社会福祉協議会がやっていただくという話も聞いておりますので、そこと連携しながら色々な取組を進めていくということで、こちらに事業を書かせていただいています。あとは後見人を監督するというところについては、なかなか難しいところがあるのかなと思っています。裁判所の方の問題もありますので、そこに対しての色々な情報提供とかそういったところは中核機関を中心にできていくかと思いますが、監督の部門については、なかなか厳しいところがあるのかなというふうに思っています。

阿子島委員

監督までいかなくても、実際の情報収集ができるような機能というのはなければいけないかなと思っています。

事務局（川口次長）

主に高齢者と障がい者の部分に分かれてくるかと思いますが、それぞれの部署を経由して色々な情報をやり取りしたりとか、そういうことは当然、今現場でもやられてるかと思っておりますので、そういった対応を引き続き行っていくことになるのかなと思っています。あとは、この制度的な運用とか全体の袖ヶ浦市内の状況というのは、こちらの事業で把握しながら課題点があれば解決を図るために色々な協議をして、会議もございますので、そういうところでやっていくことになろうかと思っております。

井上委員

観光施策の68ページで一点要望です。ここに施策の方向性として、観光地の魅力づくりということで、滞在時間の長期化とか、近隣市や民間と連携して広域的な回遊性を高めるとか、自然環境や地域資源を活かして観光地づくりを推進をということで記載されていまして、この点大いに期待しているところです。というのは君津地域振興事務所でも、アクアラインイースト観光連盟と連携しまして、今年度、課題となっている東京湾アクアラインの混雑について、交通と観光の両面から実態調査を行い、次年度以降、混雑緩和のための滞在時間を延長するような観光コンテンツの開発ですとか、新たな観光プロモーションの手法を検討することとしています。ついては、袖ヶ浦市の観光施策も同じ方向性と確認できましたので、特段のご協力を企画政策課さんを中心によりしくお願いします。

事務局（川口次長）

ありがとうございます。引き続き協力しながら進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

田島副会長

24ページ、小学校の増築工事ということで、児童数の増加というあたりの世間一般的には全国で小中学校の閉校が続いていて、統廃合ということが起こっている。千葉県の中で見ても、ほかの市ではかなりそういうことが起きているんですけども、袖ヶ浦市の方ではその辺の状況は心配がないということなのか、その辺を教えていただければと思います。

事務局（川口次長）

先程お話が少し出たんですけども、内陸部の方はやはり人口減少が続いていまして子育て世帯も減少ということで、本年度をもって平岡小学校幽谷分校が廃校になります。一方こちらに書かせていただいておりますのは、臨海部のところでありまして、例えばこの昭和中学校などは、海側の開発が進んで新しい住宅

地が供給されたことに伴って子どもたちが増えている。また、蔵波小学校については市街化区域の少し滲み出しと言われるような部分に住宅が出来ていまして人口が増えているというところで子どもが増えているという現状があります。市全体として人口は増加していますが、内陸部においてはそういった学校がやはり廃校とか課題を抱えているというところではあります。

田島副会長

全国的に色々な事例を見ますと、そういう廃校になった校舎がですねそういう悪い話ではなくて、それが市民とか、まちづくりとか、あるいは働き方の雇用、新しい雇用の場をつくるとか、そういった色々な形で活用されている事例が全国で今かなり増えていますので、ぜひこういう廃校をうまく活用して、まちづくりにつながるような施策があればなというふうに思います。

事務局（川口次長）

今まさに本年度で廃校という流れがありますので、庁内でどういう方針で行くのかという検討、あるいは先ほどお話ししました教育施設で利用がなくなっている施設も含めて、民間の色々なお知恵もいただきながら今後検討を進めていきたいというところで事業化をさせていただいていますのでご理解をいただければと思います。

渡辺委員

64ページあたりの農業部門ですが、色々な生産性の援助としてはすごく充実していますが、農地の基盤整備後の管理になります。最近の降雨量の一時的に降る量の多さ、それによって土の流出がすごいんですよ。一番わかりやすいところが、現在の学校給食センターの前あたりは雨が降るたびに土砂が流出して構内まで入り込むようなくらいの量が流れてくる。そういうことを未然に防ごうというような対策ができていないので、そちらの支援の方もお願いしたいなということなんです。

事務局（川口次長）

農地の保全で、大雨による土の流出みたいのところでは今ないかなと思ってます。この実施計画に位置付けができるかどうかということは、予算とか色々な問題がありますので、今お答えができませんが、担当課の方にそのお話を伝えていきたいと思っています。

石戸会長

大変活発にご意見をいただいておりますけれども、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。これはまだ途中段階のもので、パブリックコメントということ

もこれから出てまいりますから、その段階ということもあり得ますでしょうし、また諮問という機会もあります。今日の段階ではほかによろしいでしょうか。

では、大変活発に各分野のご専門の委員の皆様から提起いただきましたものをぜひ有効に取り入れられるものを取り入れてくださり、また斟酌していただくさればと思います。

では、ほかにも本日のところのご意見ご質問はおありでないようですので、これにて議題1を終了させていただきます。

石戸会長

次に、議題2の「その他」ですが、委員の皆様より何かありますか。

江野澤委員

これ私が入った時から35、36年、40年くらい前から、その頃からですね袖ヶ浦市の未登記処理、道路についての未登記処理があまり進んでいないんじゃないかなと思うんですよ。というのは私が入った時は2,700筆くらいあったんですけれども、まだまだそれから増えている様子もある、非常に高いんで、今困っているのは、山の方の地域ですよ。道路を地元にいる人が私の土地を使って道路にしてくださいよというようなことで道路を増やさせてもらっている。その道路が時代の変化で地権者がもう変わってしまって、今東京の方の人が持っているんですよ。そうするとがけ崩れがあったり管理するときに一回ごとにその人に断りに行かなければならない。そういうところがたくさんあって、これを将来の人に持ち越していいのかというところがよく考えなくて行かなければならないことなんだけれども、それをできるだけ大きいところ、例えば各集落の幹線道路になるようなところだとか、そうした部分については早めに処理していかなければならないんで、例えばその人が来てくれないようなところがあれば、ほかの方法で代替の道路をつくるとか、これはお金がかかってしょうがないんだけれども、そういう方法も考えていかなければいけないんじゃないかなということで、企画、財政さんの方にこれ課題として今後の進め方ですよ、そういうのもひとつの大きな案件になりますので、またその方向に進んでまいりたい。

もう一つは開発の問題ですけども、先ほどやはり人口が減ったり増えたり、色々なことでありますけれども、減ったところは子どもたちが少なくなって学校もなくなってしまふ。色々なことに影響してきます。そういうことで区画整理やなんかもやりたいんですけれども、なかなかやはり地権者の同意を得られない。

県の方では図面までつくっていつでもいいように用意をしてもやはり同意が得られないから道路がまっすぐにならなかつたりということがあつた。そういう問題もやはり優先的にやっつけていかなければならない部分があるんでそこらへん

も取り入れてもらいたいところと、それから連坦で家を建てていったところ、市街化調整区域の中に家が建っているわけですよ。そうすると都市計画税ももらえないし、そのあとの公共下水道につなぐことができないわけですよ。だから連坦で建てたところは市街化区域に編入するという方向で行かないとそのまますと残ってしまうんですよ。そういう方向性を考えておかないと今なかなか工事を出してもなかなか市街化にはならないんですよ。だから袖ヶ浦市で人口が増えているのはほとんどが市街化調整区域の中に連坦という形で増えている。この連坦というのは市町村で取り入れていないところもあるんですよ。それが証拠には袖ヶ浦市の後に八街市が市になった時ですね、その時には袖ヶ浦市の方がまだ人口が上だった。あそこはもう連坦制もないので無指定になっているもんですから、今7万か8万くらいいるんじゃないですかね。そんなふうにはそこは人口が増えている。ところが袖ヶ浦はそんな風に規制してあるものですから内陸の方でも家が建てられないし人が移動しない。そういうのも含めてここに書いてありましたので、これは積極的に進めてもらうようなお話になっていますから、そういうところを進めると同時に連坦で入ったところは、特定で入ってますからできるだけ市街化に編入していただくような方向で進めていかないと公共下水道にも将来市がお金がかかる事業になってしまうんじゃないかなとこんなふうに思いますので長期的ではありますができるだけそういうところに配慮していったらいいんじゃないかなとこれは要望でありますからお願ひしたいと思います。

事務局（川口次長）

今お話いただきましたこと長期的なというお話をいただきました。計画の中でもそういった取組は混ぜているつもりではあるんですけども、今後検討してまいりたいと思っています。

事務局（小島部長）

先ほど山口委員からもお話があった横田地区のまちづくり、ハード面だけではなくて、まちづくり協議会等の設立も踏まえながら、すぐにハード的な街づくりができるかというとなかなか難しい面がありますので、そういった意味では長い年月を先を目指した考え方をしっかりと持って行きたいと思っています。そういった中で409号の狭隘部等については県議の方のお力添えをもって県土木事務所の方が計画等をしていただいているところですが、それに対しての地元地権者への同意作業等、市ができるところはしっかりとこの後も引き続き対応していきたいと考えていますので、いただいた未登記処理の問題等もかなりの部分で市道がまだ登記がされていないといったようなところ、しかも地域の幹線道路においてもそういった部分があることは承知しておりますので、企画政策部としても、それは対応の方、早期に図れるよう庁内の協力をしていき

いと思いますので、本日いただいた意見については、今後の課題ということで対応をさせていただきます。

石戸会長

ほかにはよろしいでしょうか。その他ということですがけれどもよろしいですか。

特にほかにはないようでしたら、事務局の方から何かございましたらお願いいたします。

事務局（多田副参事）

事務局より、連絡事項となります。今後の総合計画審議会の予定についてですが、今回は来年1月26日を予定しております。詳細については、後日、改めて通知しますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

石戸会長

ほかにはありませんか。

ほかにはないので、以上で議題（2）「その他」を終了いたします。

以上で、本日子定された議題は全て終了しました。

ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局（多田副参事）

石戸会長ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間に渡り、ご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第2回袖ヶ浦市総合計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（ 閉 会 午前11時40分 ）

袖ヶ浦市

第2期実施計画

(令和5年度～令和7年度)

【案】

みんなでつくる

人つどい

緑かがやく

安心のまち

袖ヶ浦

目 次

第1部 総論

1	計画の位置づけ.....	2
2	策定の趣旨.....	2
3	計画の期間.....	2
4	人口の見通し.....	2
5	財政計画.....	3
6	施策の体系.....	3
7	計画事業数.....	4
8	計画事業費（一般会計）.....	4
	（別表1）財政計画.....	5
	（別表2）施策体系.....	7

第2部 各論

第1章	子育て・教育・文化.....	17
1	子育て支援.....	18
2	学校教育.....	21
3	生涯学習.....	25
4	スポーツ.....	27
5	文化芸術・文化財.....	28
第2章	健康・医療・福祉.....	30
1	健康づくり・医療.....	31
2	地域福祉.....	33
3	高齢者福祉.....	35
4	障がい者福祉.....	38
第3章	防災・防犯・環境.....	40
1	防災.....	41
2	防犯・交通安全.....	43
3	消防・救急.....	44
4	消費生活.....	46
5	環境保全.....	47
6	廃棄物・リサイクル.....	49

第4章	都市形成・都市基盤.....	5 1
1	都市形成・都市基盤.....	5 2
2	公園・緑地.....	5 4
3	道路.....	5 5
4	河川.....	5 7
5	下水道.....	5 9
6	住宅.....	6 0
7	公共交通.....	6 1
第5章	産 業.....	6 2
1	農林業.....	6 3
2	商工業.....	6 6
3	観光.....	6 8
4	雇用・就業.....	7 0
第6章	市民活動・行財政.....	7 2
1	市民活動.....	7 3
2	人権・男女共同参画.....	7 5
3	多文化共生.....	7 6
4	情報共有・発信.....	7 7
5	行政運営.....	7 8
6	財政運営.....	8 0

第1部 総論

1 計画の位置づけ

本計画は、袖ヶ浦市総合計画条例（平成30年条例第1号）に基づき、基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものです。

2 策定の趣旨

本市では、市総合計画条例（平成30年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定しています。

このうち、基本構想には、市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」を掲げ、基本計画では、これを実現するために本市が取り組むべき具体的な施策について、方向性や目標などを体系的に示しています。

実施計画は、この基本計画に定める施策を実現するために必要な、真に優先度の高い事業を厳選して計画に位置づけ、今後3年間の行財政運営の具体的な指針として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

4 人口の見通し

人口減少社会が到来し、県下の多くの自治体において人口が減少する中、本市においては、これまでの都市基盤整備や子育て支援・教育の充実などの人口流入を図る施策を推進してきた結果、人口は増加傾向で推移しており、本計画期間中も増加を続ける見込みです。

5 財政計画

財政計画（一般会計）の作成にあたっては、今後も厳しい財政状況が続く見込みの中で、計画事業の実効性と将来に亘る健全財政の維持を念頭に置き、計画期間の総額を歳入、歳出ともに〇〇億〇〇百万円と見込みました。

なお、項目別の内訳は別表1（5頁）のとおりです。

（1）歳入

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

（2）歳出

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

※財政計画は令和5年度当初予算編成の進捗に合わせて記載します。

6 施策の体系

基本計画では、市が目指す将来の姿の実現に向けて6つの章と32の施策、92の施策の方向性を体系化しており、本計画では、これに基づき別表2（7頁）の施策体系によって、計画事業の具体的な位置づけを行っています。

7 計画事業数

本計画に登載される計画事業は154事業で、各施策分野別及び性質別における計画事業数は次のとおりです。

(1) 施策分野別の計画事業数

➤第1章 子育て・教育・文化	38事業
➤第2章 健康・医療・福祉	21事業
➤第3章 防災・防犯・環境	28事業
➤第4章 都市形成・都市基盤	26事業
➤第5章 産業	21事業
➤第6章 市民活動・行財政	20事業

(合計154事業)

(2) 性質別の計画事業数

➤ 継続事業	⇒ 130事業	新規事業	⇒ 24事業
➤ ソフト事業	⇒ 119事業	ハード事業	⇒ 35事業
➤ 一般会計	⇒ 146事業	特別会計	⇒ 8事業
➤ 地方創生総合戦略事業	⇒ 83事業		

8 計画事業費（一般会計）

本計画の一般会計事業費は、総額〇〇円、歳出全体に占める割合は〇〇%になるものと見込みました。

また、一般会計事業費のうち一般財源充当額は〇〇で、事業費の〇〇%になります。各施策分野別における事業費は次のとおりです。

➤第1章 子育て・教育・文化	〇〇百万円
➤第2章 健康・医療・福祉	〇〇百万円
➤第3章 防災・防犯・環境	〇〇百万円
➤第4章 都市形成・都市基盤	〇〇百万円
➤第5章 産業	〇〇百万円
➤第6章 市民活動・行財政	〇〇百万円

※財政計画は令和5年度当初予算編成の進捗に合わせて記載します。

(別表1) 財政計画 (一般会計)

1 歳入

区 分	項 目	計画期間 (令和5年度～令和7年度)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
1	市税		
2	地方譲与税		
3	利子割交付金		
4	配当割交付金		
5	株式等譲渡所得割交付金		
6	法人事業税交付金		
7	地方消費税交付金		
8	ゴルフ場利用税交付金		
9	自動車取得税交付金		
10	環境性能割交付金		
11	地方特例交付金		
12	地方交付税		
13	交通安全対策特別交付金		
14	分担金及び負担金		
15	使用料及び手数料		
16	国庫支出金		
17	県支出金		
18	財産収入		
19	寄附金		
20	繰入金		
21	繰越金		
22	諸収入		
20	市債		
	合 計		

※財政計画は令和5年度当初予算編成の進捗に合わせて記載します。

2 歳 出

区 分	項 目	計画期間（令和5年度～令和7年度）	
		金額（百万円）	構成比（%）
1	人件費		
2	扶助費		
3	公債費		
義務的経費計（1+2+3）			
4	物件費		
5	維持補修費		
6	補助費等		
7	経常的繰出金		
経常的経費計（1+2+3+4+5+6+7）			
8	普通建設事業費		
9	災害復旧事業費		
10	積立金		
11	投資、出資金及び貸付金		
12	繰出金		
13	予備費		
合 計			
うち計画事業費			
うち投資的事業費			
うち経常的事業費			

※財政計画は令和5年度当初予算編成の進捗に合わせて記載します。

(別表2) 施策体系















自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」

SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) を期限とする国際目標です。SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

この SDGs を達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。こうした観点から、「袖ヶ浦市総合計画」においても、各施策と SDGs の各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

SDGs の 17 の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び子供の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸域生態系を守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

第2部 各論

第2部 各論の見方

第1章 子育て・教育・文化

1 子育て支援

【目指すまちの姿】

- 行政・地域・家庭が一体となった子育て支援の取組により、安心して子育てできる環境となっています。
- また、次代を担う子どもたちが、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、等しく幼児期の教育・保育を受けることができる環境が整えられています。

▶【目指すまちの姿】は、令和2年度に策定した前期基本計画における、前期基本計画期間満了時(令和7年度)に目指すまちの姿について掲載しています。

【施策の方向性】

(1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実

- ・結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの機会を提供します。
- ・不妊治療に取り組みやすい環境を整備するとともに、妊娠から出産・子育てまでそれぞれの段階に応じたサポートの充実を図ります。

(2) 子育て世帯の状況に応じた支援の充実

- ・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談の受付、産前産後期におけるヘルパー派遣、子育て世帯への経済的支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めます。
- ・昼間に保護者が家庭にいない小学生の放課後の居場所を提供する放課後児童クラブについては、運営の支援を行うとともに、ニーズの拡大に対応するため施設の整備を進めます。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- ・幼稚園、保育所、認定こども園における共通の教育指針として定めた「幼児教育カリキュラム」を積極的に活用することにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校への滑らかな接続を推進していきます。
- ・保育が必要な保護者の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが安全な環境の下で安心して過ごせる活動場所を提供します。
- ・質と量の両面で十分な保育サービスを提供するため、必要な保育施設を確保します。

(4) 地域における子育て支援施策の充実

- ・地域で出産や子育てに関する情報収集や相談ができ、親子の交流が図れる場である子育て支援センターの活動の支援や、ファミリーサポートセンター事業を推進することで、地域における子育て支援の浸透を図ります。

▶【施策の方向性】は、前期基本計画における6年間(令和2~7年度)の施策の方向性について掲載しています。

例示

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
結婚支援事業	結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの場から結婚に至るまでのスキル取得等を促すとともに、イベントを開催し、結婚に向けた支援を行います。	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 連続型婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 連続型婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 連続型婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	市民協働推進課
不妊治療費等助成事業	高額な治療費を助成することで、不妊に悩む夫婦の経済的な負担を軽減する取組を行います。	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	健康推進課

▶【事務事業の位置づけ】は、施策の方向性を踏まえて、市が第2期実施計画の期間(令和5~7年度)に予定する具体的な事務事業について、その内容を記載しています。

※ 事業名の末尾に【新規】が記された事業は、第2期実施計画で新たに取組を行うものです。

※ 事業名の末尾に【実計新規】が記された事業は、これまでも取り組んでいたものを新たに計画に位置付けて行うものです。

※ 担当課は令和4年4月1日現在の組織になります。

第1章 子育て・教育・文化

第1章 子育て・教育・文化

1 子育て支援

【目指すまちの姿】

- 行政・地域・家庭が一体となった子育て支援の取組により、安心して子育てできる環境となっています。
- 次代を担う子どもたちが、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、等しく幼児期の教育・保育を受けることができる環境が整えられています。

【施策の方向性】

(1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実

- ・結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの機会を提供します。
- ・不妊治療に取り組みやすい環境を整備するとともに、妊娠から出産・子育てまでそれぞれの段階に応じたサポートの充実を図ります。

(2) 子育て世帯の状況に応じた支援の充実

- ・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談の受付、産前産後期におけるヘルパー派遣、子育て世帯への経済的支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めます。
- ・昼間に保護者が家庭にいない小学生に放課後の居場所を提供する放課後児童クラブについては、運営の支援を行うとともに、ニーズの拡大に対応するため施設の整備を進めます。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- ・幼稚園、保育所、認定こども園における共通の教育指針として定めた「幼児教育カリキュラム」を積極的に活用することにより、さらに質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校への滑らかな接続を推進していきます。
- ・保育が必要な保護者の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが安全な環境のもとで安心して過ごせる活動場所を提供します。
- ・質と量の両面で十分な保育サービスの提供を推進します。

(4) 地域における子育て支援施策の充実

- ・地域で出産や子育てに関する情報収集や相談ができ、親子の交流が図れる場である子育て支援センターの活動の支援や、ファミリーサポートセンター事業を推進することで、地域における子育て支援の浸透を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
結婚支援事業	結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの場から結婚に至るまでのスキル取得等を促すとともに、イベントを開催し、結婚に向けた支援を行います。	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 連続型婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 連続型婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 連続型婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	市民協働推進課
不妊治療費等助成事業	高額な治療費を助成することで、不妊に悩む夫婦の経済的な負担を軽減する取組を行います。	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	健康推進課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
子育て世代包括支援事業	子育て世代の市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。	子育て世代総合サポートセンターでの妊娠から出産、子育てまでの相談受付及び支援、子ども家庭総合支援拠点との連携	子育て世代総合サポートセンターでの妊娠から出産、子育てまでの相談受付及び支援、子ども家庭総合支援拠点との連携	子育て世代総合サポートセンターでの妊娠から出産、子育てまでの相談受付及び支援、子ども家庭総合支援拠点との連携	子育て支援課 健康推進課
放課後児童クラブ支援事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	補助金交付指定管理者による運営	補助金交付指定管理者による運営	補助金交付指定管理者による運営 R8 指定管理者の更新手続き R8 運営事業者の公募手続き	子育て支援課
平川地区幼保連携推進事業	平川地区における幼児教育・保育サービスの質の向上と持続的な提供を行うとともに地域での子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「平川地区幼児教育・保育施設整備計画」に基づき、既存施設を段階的に集約するとともに、新設の認定こども園の整備を推進します。	認定こども園に関する住民説明 認定こども園の施設認可に向けた県協議 認定こども園整備工事着手	認定こども園整備工事 吉野田保育所の閉所(年度末)	認定こども園の開園 吉野田保育所の解体 平川保育所の規模縮小 中川幼稚園の開園(年度末)	子育て支援課 学校教育課 保育幼稚園課
私立保育施設等整備助成事業	増加する保育ニーズに対応するため、民間事業者による認可保育所等の施設整備費の一部を助成することで、子育て環境の整備を推進します。	令和6年4月開所に向けた私立認可保育所の施設整備を助成 児童数の確認等	児童数の確認等	児童数の確認等	子育て支援課
多様なニーズに応じた保育サービス事業	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、多様なニーズに対応した一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など各種保育サービスを実施していきます。	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施、PR	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施、PR	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施、PR	保育幼稚園課 子育て支援課
保育所入所待ち児童支援事業	保育所への入所申請をしたものの入所待機となった児童について、保護者の経済的負担を軽減するため、一時預かり事業や認可外保育施設を利用した際の費用について助成を行います。	申請受付補助金の交付	申請受付補助金の交付	申請受付補助金の交付	保育幼稚園課
ファミリーサポートセンター事業	地域の子育て環境の向上を図るため、育児援助の希望者(利用会員)と援助希望者(提供会員)が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリーサポートセンターを運営します。	ファミリーサポートセンターの運営 会員の募集 研修会の実施 会員交流会の実施	ファミリーサポートセンターの運営 会員の募集 研修会の実施 会員交流会の実施	ファミリーサポートセンターの運営 会員の募集 研修会の実施 会員交流会の実施	子育て支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
地域子育て支援拠点事業	児童を持つ保護者が安心して子育てができるよう、子育て支援センターを運営する私立保育施設へ助成、「そでがうらこども館」の運営を行います。また、平川地区の幼保連携と併せて子育て支援センターの設置を検討します。	そでがうらこども館での子育て支援 私立5箇所での子育て支援センターの運営支援 幼保連携推進事業と並行し、平川地区での実施準備	そでがうらこども館での子育て支援 私立5箇所での子育て支援センターの運営支援 平川地区での整備	そでがうらこども館での子育て支援 私立5箇所での子育て支援センターの運営支援 平川地区での開設	保育幼稚園課 子育て支援課

2 学校教育

【目指すまちの姿】

○「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の“生きる力”の育成が図られ、また、開かれた学校づくりが進み、地域と協働した学校づくりがなされています。

【施策の方向性】

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりの確かな学力を育むために、きめ細かな学習指導を行うことができる適正な教職員の配置を行うとともに、教職員の指導力の向上を図ります。
- ・児童生徒の豊かな心を育むために、自然体験活動や読書活動等の一層の充実を図ります。
- ・学校体育の充実を図るための取組を通して、児童生徒の健やかな体と、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育みます。
- ・教科学習に情報教育機器を積極的に活用し、情報教育が円滑に推進できる体制を構築することにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- ・外国語指導助手等の活用により、児童生徒に英語によるコミュニケーションができる十分な機会を提供します。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対して個々に応じた支援を行い、一人ひとりの可能性を伸ばす特別支援教育の充実を図ります。
- ・不登校や問題行動などの悩みを抱える児童生徒やその対応に悩む保護者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、不登校等の児童生徒に対して、教育支援教室など実態に応じた効果的な支援を行います。
- ・いじめや虐待等の早期発見・不登校の予防、また教職員が心身ともに健康を保つため、専門的な見地から相談・助言を行うスクールカウンセラーを全校に配置します。

(2) 開かれた学校づくりの推進

- ・市民が学校教育のために、できる時にできる人ができることを行う「学校支援ボランティア制度」の拡充や、各校PTAと市PTA連絡協議会の活動の充実、地区住民会議との連携した活動等を通して、地域ぐるみで学校を支援する体制の構築を進めます。
- ・地域と学校の意味疎通を密にするために、学校に関する情報を地域に積極的に発信します。

(3) 教育環境の整備

- ・今後の児童生徒数の動向を踏まえて、普通教室の確保や教育環境の充実、利活用方針の検討等の対策を進めていきます。
- ・防犯マップの作成や防犯指導の実施、各学校での防犯訓練やパトロールの実施など、児童生徒の安全を確保するための取組を推進します。
- ・教職員の日々の校務処理の負担を軽減し、きめ細かな指導が行えるよう、校務支援システムの円滑な運用を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学力の個人差解消を図るため、教員免許状を有する講師を配置して、個に応じたきめ細かな指導を行います。	小中学校全校へ基礎学力向上支援教員を配置 大規模小学校への追加配置を検討	小中学校全校へ基礎学力向上支援教員を配置 大規模小学校に追加配置を検討	小中学校全校へ基礎学力向上支援教員を配置 大規模小学校に追加配置を検討	学校教育課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
小中学校特別支援教員活用事業	通常学級において、障がい及びその傾向のある児童生徒に対して、当該児童生徒の学力や社会性及び基本的な生活習慣の定着を図れるよう、特別支援教員を配置し、学習・生活上の指導・支援を行います。	全小中学校に特別支援教員の配置 大規模小学校への追加配置を検討	全小中学校に特別支援教員の配置 大規模小学校への追加配置を検討	全小中学校に特別支援教員の配置 大規模小学校への追加配置を検討	学校教育課
小中学校体験活動推進事業	自然体験活動を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性などを培い、心豊かなたくましい児童を育成します。 災害時における環境等の変化にも対応できる能力の向上を図ります。	小中学校の校外学習や体験活動との関係を明確にした、体験活動の実施 袖ヶ浦市体験活動推進事業検討委員会で新たな実施方針の検討	袖ヶ浦市体験活動推進事業検討委員会で決定した新たな実施方針での体験活動の実施及び効果の検証	袖ヶ浦市体験活動推進事業検討委員会で決定した新たな実施方針での体験活動の実施及び効果の検証	学校教育課
小中学校情報教育推進事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。	教育情報化推進計画に基づく情報教育機器の整備 事務用コンピュータ機器配備 校務支援システム契約延長 児童生徒用及び教師用タブレット追加配備	教育情報化推進計画に基づく情報教育機器の整備 小中学校児童生徒用電子黒板契約延長 校務支援システム配備 児童生徒用及び教師用タブレット追加配備	教育情報化推進計画に基づく情報教育機器の整備 小学校児童用タブレット更新	学校教育課
小中学校読書教育推進事業	児童生徒の読書意欲を高めるため、学校図書館に学校司書を配置します。 学校図書館の機能を高めて読書教育の推進を図ります。	学校司書の配置 図書物流システムの活用 学校司書の人材確保策の検討	学校司書の配置 図書物流システムの活用 学校司書の人材確保策の実施	学校司書の配置 図書物流システムの活用 学校司書の人材確保策の実施	学校教育課
小学校スクールカウンセラー活用事業	児童・保護者・教職員に対して、専門的な見地から相談・助言を行うため、市内全小学校にスクールカウンセラーを配置します。	小学校にスクールカウンセラーを配置 スクールカウンセラーの人材確保策の検討	小学校にスクールカウンセラーを配置 スクールカウンセラーの人材確保策の実施	小学校にスクールカウンセラーを配置 スクールカウンセラーの人材確保策の実施	学校教育課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
学校 ICT 教育支援事業	市立小中学校、市立幼稚園等のインターネットを安定的に接続し、学習・校務での活用を図るとともに、学校ICTインストラクターを小中学校に派遣することにより、ICT機器や学習ソフトの活用促進を図ります。	ICT機器、学習ソフトの活用支援 学校ホームページの活用 ネットワークの管理 無線LANの管理 学校 ICT インストラクターの増員	ICT機器、学習ソフトの活用支援 学校ホームページの活用 ネットワークの管理 無線LANの管理	ICT機器、学習ソフトの活用支援 学校ホームページの活用 ネットワークの管理 無線LANの管理	総合教育センター
外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語(英語)によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。ALT コーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	外国語指導助手の直接派遣 ALT コーディネーター派遣による授業支援 先進校の視察やALTの研修等による指導力向上	外国語指導助手の直接派遣 ALT コーディネーター派遣による授業支援 先進校の視察やALTの研修等による指導力向上	外国語指導助手の直接派遣 ALT コーディネーター派遣による授業支援 先進校の視察やALTの研修等による指導力向上	総合教育センター
教育相談事業	学校不適応や不登校に悩む児童・生徒、子育てに悩む保護者を対象に、相談活動を充実させ、助言や支援を行います。	電話相談、来所相談の実施 幼稚園巡回子育て相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	電話相談、来所相談の実施 幼稚園巡回子育て相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	電話相談、来所相談の実施 幼稚園巡回子育て相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	総合教育センター
教育支援教室運営事業	人間関係等に悩み不登校となった児童・生徒が、社会の一員として自立していくための基礎を身につける場として、教育支援教室「のぞみ学級」を運営します。	教育支援教室の運営 担任との面談、親の会の開催 訪問相談	教育支援教室の運営 担任との面談、親の会の開催 訪問相談	教育支援教室の運営 担任との面談、親の会の開催 訪問相談	総合教育センター
学校体育推進事業	生涯体育の基礎を担う義務教育課程において、小中学生(児童生徒)が、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成します。そのために指導者研修、運動部活動・武道教育の支援などを実施し、小中学校及び関係機関との連携を積極的に行い、安全安心な学校体育の環境整備を行います。	学校体育指導研修会の開催 部活動地域移行、実施競技の展開 教育地域連携指導者の活用	学校体育指導研修会の開催 部活動地域移行、実施競技の展開 教育地域連携指導者の活用	学校体育指導研修会の開催 部活動地域移行、実施競技の展開 教育地域連携指導者の活用	スポーツ振興課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業	学校支援ボランティアを育成しながら、その活用を図ります。また、地域に開かれた学校を目指して、学校の情報を発信します。	「子育ての提言」のチラシ、リーフレット及び「がうらっ子の心得」のポスターの作成、配布 学校支援ボランティアの研修会や募集周知の実施	「子育ての提言」のチラシ、リーフレット及び「がうらっ子の心得」のポスターの作成、配布 学校支援ボランティアの研修会や募集周知の実施	「子育ての提言」のチラシ、リーフレット及び「がうらっ子の心得」のポスターの作成、配布 学校支援ボランティアの研修会や募集周知の実施	学校教育課
蔵波小学校校舎増築事業 【新規】	蔵波小学校に通学する児童数の増加に伴い不足する教室等を整備するため、校舎を増築し教育環境の整備を図ります。	蔵波小学校増築校舎整備			教育総務課 学校教育課
昭和中学校校舎増築事業 【新規】	昭和中学校に通学する生徒数の増加に伴い不足する教室等を整備するため、校舎を増築し教育環境の整備を図ります。	昭和中学校プール解体工事 昭和中学校増築校舎設計	昭和中学校増築校舎設計 昭和中学校増築校舎整備	昭和中学校増築校舎整備	教育総務課 学校教育課
小中学校老朽化対策事業 【新規】	老朽化した学校施設・設備の改修を計画的に進めます。	小中学校改修計画検討	小中学校改修計画検討	小中学校改修計画策定	教育総務課 学校教育課
学校環境整備事業	老朽化したトイレの更新、洋式便器への改修及び乾式化、LED照明の導入を行うことにより、良好な教育環境を整備します。また、災害時の避難所としての機能強化を図ります。	LED照明導入	根形中学校トイレの改修		教育総務課
児童・生徒指導センター運営事業	各学校における不審者対応訓練への協力や、小学校1年生対象の防犯指導(「いかのおすし」防犯指導・学校外での危機回避)、登下校時のパトロール等をとおして、警察と連携を図りつつ、児童生徒の安全教育の推進を支援します。また、児童生徒の安全対策や児童生徒の問題行動への対応のため、教職員及び児童生徒に対して、スクールサポーター(元警察官)による専門的な見地からの指導助言を行います。	不審者対応訓練への協力 防犯教室の実施 安全マップの作成と活用支援 関係機関との連絡調整連携 登下校時等のパトロール	不審者対応訓練への協力 防犯教室の実施 安全マップの作成と活用支援 関係機関との連絡調整連携 登下校時等のパトロール	不審者対応訓練への協力 防犯教室の実施 安全マップの作成と活用支援 関係機関との連絡調整連携 登下校時等のパトロール	総合教育センター

3 生涯学習

【目指すまちの姿】

○市民が主体的に生涯学習に取り組んだ成果が豊かな地域づくりに活かされ、また青少年を地域全体で育み、健やかに成長できる環境が整っています。

【施策の方向性】

(1) 生涯学習の充実

- ・市民のニーズに応じた各種講座や講演会に加えて、子どもへの理解を深める家庭教育や、地域ごとに抱えている課題をテーマとして考える場、市民が自己の充実・生活の向上を図るための多様な生涯学習の場を設けます。
- ・地域における生涯学習の担い手となるボランティアの養成を推進します。

(2) 社会教育施設的环境整備

- ・地域の生涯学習の拠点としての役割を担う市民会館や公民館施設について、必要な改修を行うとともに、利用動向や利用者の意向等も踏まえて、施設のあり方について、見直しを図っていきます。

(3) 青少年健全育成の推進

- ・地域が進める青少年の健全育成に取り組む活動を支援します。また、地域全体で子どもを育む放課後子ども教室を運営します。
- ・関係機関との連携のもとで、青少年が問題行動に関わることを未然に防ぐための対策を強化します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
市民三学大学講座	自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進するため、各分野の著名人を迎えて、公開講座を開催します。	市民三学大学講座の実施	市民三学大学講座の実施	市民三学大学講座の実施	生涯学習課
生涯学習ボランティア促進事業	地域の人材活用を図るため、社会教育推進員などの各種ボランティアの養成と資質向上を目的とする研修等を実施します。 これらの各種ボランティアと連携・協働し、市民の学習活動の支援を行います。	社会教育推進員養成講座 社会教育推進員全体研修会 保育ボランティア養成講座 ユースボランティア交流会	社会教育推進員養成講座 社会教育推進員全体研修会 保育ボランティア養成講座 ユースボランティア交流会	社会教育推進員養成講座 社会教育推進員全体研修会 保育ボランティア養成講座 ユースボランティア交流会	生涯学習課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
読書普及事業	読書に関する講座・講演会を開催し、市民の読書の質的向上を図るとともに、市民の多様化する課題解決を支援するための情報提供を行います。また、図書館の事業に市民がボランティアとして積極的に参加できる場を設け、事業の充実を図ります。	講座・講演会等の推進 図書館ボランティアの育成 市民の生活や学習、地域課題の解決を支援するための資料や情報の提供 障がい者への宅配の実施 読みに苦手さのある児童生徒への読書支援の実施	講座・講演会等の推進 図書館ボランティアの育成 市民の生活や学習、地域課題の解決を支援するための資料や情報の提供 障がい者への宅配の実施 読みに苦手さのある児童生徒への読書支援の実施	講座・講演会等の推進 図書館ボランティアの育成 市民の生活や学習、地域課題の解決を支援するための資料や情報の提供 障がい者への宅配の実施 読みに苦手さのある児童生徒への読書支援の実施	中央図書館
電子図書館サービス事業 【実計新規】	図書館に来館しなくても利用が可能な、著作権処理がされた電子書籍の貸出サービスを行います。	電子図書館サービスの試行プラットフォームの充実 電子書籍の選定・購入 電子図書館サービスについての検証	電子図書館サービスの実施プラットフォームの充実 (継続実施の場合、以下実施) 電子書籍の選定・購入	電子図書館サービスの実施プラットフォームの充実 (継続実施の場合、以下実施) 電子書籍の選定・購入	中央図書館
放課後子供教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。	昭和小学校・長浦小学校放課後子供教室実施 根形小学校放課後子供教室(R1年度～R6年度まで試行実施、検証)	昭和小学校・長浦小学校放課後子供教室実施 根形小学校放課後子供教室(試行実施、検証)	昭和小学校・長浦小学校放課後子供教室実施 根形小学校放課後子供教室(継続実施の場合)	生涯学習課

4 スポーツ

【目指すまちの姿】

○市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができています。

【施策の方向性】

(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進

・多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を設けるとともに、市内5地区に設立されている総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備

・市内の社会体育施設について、利用者が安全に安心して利用できるとともに、施設の利便性が向上するよう、適正な維持管理を行います。また、必要に応じて計画的な改修・整備を行います。

(3) スポーツツーリズムの推進

・「観るスポーツ」「するスポーツ」など、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域活性化につなげていきます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで体を動かす機会と場を確保し、また青少年の健全育成と地域住民のつながりを高めるスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの活動やクラブ間の交流活動を支援します。 更に、袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会への委託により「ウォーキングフェスタ」を実施します。	活動助成金の交付 クラブ交流大会の開催 ウォーキングフェスタの開催	活動助成金の交付 クラブ交流大会の開催 ウォーキングフェスタの開催	活動助成金の交付 クラブ交流大会の開催 ウォーキングフェスタの開催	スポーツ振興課
スポーツツーリズム推進事業	質の高いスポーツを「観る」機会を市民に提供するとともに、市内の体育施設の利用を促進するため、プロ・社会人・大学などのスポーツ大会やチームの合宿等の誘致を推進します。	プロスポーツ大会、高校スポーツ大会等の誘致(プロ野球、高校野球等) スポーツ合宿の誘致	プロスポーツ大会、高校スポーツ大会等の誘致(プロ野球、高校野球等) スポーツ合宿の誘致	プロスポーツ大会、高校スポーツ大会等の誘致(プロ野球、高校野球等) スポーツ合宿の誘致	スポーツ振興課 商工観光課

5 文化芸術・文化財

【目指すまちの姿】

○市民が文化芸術に親しむことができる環境が整い、また、文化財の価値が理解され、次世代に継承するための取組が進められています。

【施策の方向性】

(1) 文化芸術活動の推進

- ・文化芸術活動を行っている団体等に対して、展示や演奏を行う場所の提供や機会の創出等の支援を行うとともに、そうした活動への新たな市民の参加を促すための取組を推進します。
- ・より多くの市民に文化芸術に触れることができる場を提供します。

(2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用

- ・国史跡に指定された山野貝塚の保存活用に取り組みます。
- ・郷土博物館では、文化財の保存、展示の更新、資料の調査研究と情報提供、運営を支えるボランティアの養成等を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
芸術活動普及事業	文化芸術活動の活性化と振興を図るため、袖ヶ浦美術展や芸術活動団体の支援を行います。	協働による袖ヶ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催支援 体験教室の開催 オンラインの展覧会等の検討・調整	協働による袖ヶ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催支援 体験教室の開催 オンラインの展覧会等の開催	協働による袖ヶ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催支援 体験教室の開催 オンラインの展覧会等の開催	生涯学習課
山野貝塚保存活用事業	国民共有の財産であり、本市の重要な文化財でもある国史跡山野貝塚を確実に保存し、適切に活用するために整備を行い、後世に継承します。また、市民ボランティア等との協働による管理運営体制の構築を図ります。	地権者交渉 史跡指定地の公有地化 整備基本設計 発掘調査報告書作成・刊行 ボランティア活動の実施 史跡の維持管理	地権者交渉 整備実施設計 ボーリング調査の実施 ボランティア活動の実施 史跡の維持管理	地権者交渉 保存活用計画の点検・検証 シンポジウムの開催 整備工事 ボランティア活動の実施 史跡の維持管理	生涯学習課 郷土博物館
総合的な文化財の保存・活用事業	市内に伝わる文化財の調査・研究を進め、適切な保存を図ります。また、文化財の公開活用を実施し、市民の文化財保護の意識向上と郷土愛の醸成を図ります。	指定文化財候補調査 指定文化財管理者への補助金交付 民俗芸能継承団体への支援 「袖ヶ浦の郷土芸能」開催 文化財保存活用地域計画策定に向けての調査	指定文化財候補調査 指定文化財管理者への補助金交付 民俗芸能継承団体への支援 文化財の公開 文化財保存活用地域計画策定に向けての調査	指定文化財候補調査 指定文化財管理者への補助金交付 民俗芸能継承団体への支援 文化財の公開 文化財保存活用地域計画策定に向けての調査	生涯学習課 郷土博物館

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
地域資料管理活用事業	地域に残された資料(埋蔵文化財、歴史・民俗・産業・自然資料等)を収集・保管し、次世代へ継承していくとともに、データベース化等により資料の管理と活用を図ります。また、文化財のデジタル化を進めるとともに、地域資料の調査・研究成果の公開と情報を発信することにより、市民等に地域資料の重要性や価値を理解してもらいます。	収蔵資料保存 修復 文化財デジタル化 収蔵資料の調査研究と公開活用	収蔵資料保存 修復 文化財デジタル化 収蔵資料の調査研究と公開活用	収蔵資料保存 修復 文化財デジタル化 収蔵資料の調査研究と公開活用 地域文化財調査成果報告	郷土博物館

第2章 健康・医療・福祉

第2章 健康・医療・福祉

1 健康づくり・医療

【目指すまちの姿】

○市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組み、心身ともに健やかに暮らすことができています。

【施策の方向性】

(1) 健康づくりの推進

- ・健康づくり支援センターなどにおいて、健康づくりの教室等を行うとともに、健康相談、各種検（健）診、予防接種等を実施することで、市民が健康に暮らせる環境の整備を図ります。
- ・健康に関するイベントや各種保健サービスの周知・啓発活動を積極的に行い、市民の健康への意識を高め、主体的な健康づくりを促します。

(2) 生活習慣病の予防

- ・糖尿病等の生活習慣病の予防・改善に向け、若年期健康診査や国民健康保険加入者に対し特定健康診査・特定保健指導等を行います。
- ・各種がん検診の実施により、がんの早期発見や早期治療に努め、重症化の防止を図ります。

(3) 地域医療体制の充実

- ・市民が安心して医療サービスを受けられるよう、休日や夜間等においても急病人が迅速に医療を受けられる体制の確保や、二次救急医療体制の維持に取り組むとともに、感染症や災害発生等の非常時においても関係機関等と連携した取組を進めます。
- ・市内における産婦人科医療機関の誘致の検討を進めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
健康づくり推進事業	市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と、健康的な生活習慣や食生活、運動習慣の定着を図り、市民の健康への意識を高めるための環境整備に努めます。	健康相談 訪問指導 生活習慣病予防講演会 ガウランドの各種運動教室 シニア運動教室 スマートダイエット教室	健康相談 訪問指導 生活習慣病予防講演会 ガウランドの各種運動教室 シニア運動教室 スマートダイエット教室	健康相談 訪問指導 生活習慣病予防講演会 ガウランドの各種運動教室 シニア運動教室 スマートダイエット教室	健康推進課
幼児・児童生徒歯科指導事業【新規】	市内保育所（園）、幼稚園、小中学校で歯科指導を実施し、幼児及び児童生徒のむし歯や歯周疾患を減少させ、健康な成長発達を促します。新たにフッ化物洗口を市内の施設で実施します。	3歳児、小学校1年生、中学校1年生を対象とした歯科指導の実施 市内保育所等でのフッ化物洗口の実施に向けた検討協議	3歳児、小学校1年生、中学校1年生を対象とした歯科指導の実施 フッ化物洗口1カ所開始（公立保育所） 本事業の施設数拡大に向けた検討	3歳児、小学校1年生、中学校1年生を対象とした歯科指導の実施 フッ化物洗口さらに1カ所開始（公立保育所） 本事業の施設数拡大に向けた検討	健康推進課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
特定健康診査等事業・特定保健指導事業	生活習慣病の予防・改善のため、特定健康診査等及び特定保健指導を実施します。 健診結果により対象者へ腎臓病地域連携バスを送付し、かかりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎臓病の重症化予防に取り組みます。	特定健康診査の実施 個別(6月～9月) 集団(年4回程度) 特定保健指導の実施 運用方法見直し後の腎臓病地域連携バスによる慢性腎臓病の予防	特定健康診査の実施 個別(6月～9月) 集団(年4回程度) 特定保健指導の実施 腎臓病地域連携バスによる慢性腎臓病の予防	特定健康診査の実施 個別(6月～9月) 集団(年4回程度) 特定保健指導の実施 腎臓病地域連携バスによる慢性腎臓病の予防	保険年金課 健康推進課
地域医療体制の確保	休日や夜間等においても急病人が迅速に医療を受けられる医療体制の確保や、二次救急医療体制の維持に取り組むとともに、感染症や災害発生等の非常時においても関係機関等と連携した取組を行います。 市内における産婦人科医療機関の誘致の検討を進めます。	夜間急病診療所、二次待機施設の運営 休日における在宅当番医制度の実施 広報やホームページで医療相談の周知 君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会との連携	夜間急病診療所、二次待機施設の運営 休日における在宅当番医制度の実施 広報やホームページで医療相談の周知 君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会との連携	夜間急病診療所、二次待機施設の運営 休日における在宅当番医制度の実施 広報やホームページで医療相談の周知 君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会との連携	健康推進課

2 地域福祉

【目指すまちの姿】

○市民・地域・行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、自立に向けた支援体制が整い、市民誰もが安心して自分らしい生活を送ることができています。

【施策の方向性】

(1) 地域福祉の推進

- ・地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進していくために、連携・交流の場である拠点（サロン）の整備や、地域の子どもたち向けの子ども食堂の運営支援などに取り組みます。
- ・各地区の福祉活動における中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援します。
- ・地域の福祉活動を活性化させるため、担い手であるボランティアの育成や、ボランティアによる活動への支援を行います。

(2) 生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進

- ・生活困窮者が抱える問題についての相談体制を充実させるとともに、就労を望む人には対象者の適性に応じた就労先確保の支援を行うなど、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を行います。
- ・世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯の子どもに学習機会や居場所を提供し、適切な学習習慣や日常生活習慣等の形成を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
重層的支援体制整備事業【新規】	地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業を柱として実施するために、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するため、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的に実施します。	重層的支援体制の検討・準備	重層的支援体制の実施	重層的支援体制の充実	地域福祉課 障がい者支援課 介護保険課 高齢者支援課 子育て支援課
成年後見制度利用促進体制整備推進事業	認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方の権利擁護のため、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう制度の利用促進のための体制整備を行います。 また、財産の管理等に支障がある方に代わって、家庭裁判所に後見人等選任のための申立て手続きや利用に係る援助を行います。	成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人フォローアップ研修の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成 成年後見制度利用促進基本計画策定	成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人フォローアップ研修の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成	成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人養成講座の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
身近な交流の場づくり推進事業	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場(サロン)づくりや、地域の特性に合わせた活動の実施などを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	活動支援 未開設地域への開設に向けた取組 地区社会福祉協議会への補助金交付 重層的支援体制整備事業活用等の検討	活動支援 未開設地域への開設に向けた取組 地区社会福祉協議会への補助金交付(又は委託)	活動支援 未開設地域への開設に向けた取組 地区社会福祉協議会への補助金交付(又は委託)	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、相談支援及び就労支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	相談支援員の配置 就労支援員の配置 就労支援員との連携 相談及び支援調整会議の開催	相談支援員の配置 就労支援員の配置 就労支援員との連携 相談及び支援調整会議の開催 重層的支援体制整備事業との連携	相談支援員の配置 就労支援員の配置 就労支援員との連携 相談及び支援調整会議の開催 重層的支援体制整備事業との連携	地域福祉課
学習・生活支援事業	子どもが将来自立した生活ができるよう、学習機会及び居場所を提供し、学習習慣や日常生活習慣の形成、社会性の育成等を図ります。	事業の実施 学校訪問や関係機関との連携 家庭への支援	事業の実施 学校訪問や関係機関との連携 家庭への支援	事業の実施 学校訪問や関係機関との連携 家庭への支援	地域福祉課

3 高齢者福祉

【目指すまちの姿】

○地域の实情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、高齢者がいきいきと可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができています。

【施策の方向性】

(1) 介護予防の推進

- ・地域住民、医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための取組を推進します。

(2) 住み慣れた地域での生活支援

- ・地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、要介護認定者向けに介護サービスの基盤整備を推進します。また、介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。
- ・世代間で支え合いながら生活できる住宅取得の支援や移動手段をもたない高齢者の移動支援等に取り組めます。

(3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

- ・住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図ります。
- ・認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるように、認知症に対する理解を深め、地域における見守りを充実します。

(4) 高齢者の生きがいくくりと社会参加の推進

- ・一人ひとりの高齢者が、それぞれの経験や技能を活かしながら社会的役割や生きがいをもって活動・活躍できるよう支援します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
一般介護予防事業	地域における高齢者の介護予防の取組の普及啓発を行い、活動につなげていきます。また、活動団体への補助金の交付やリハビリテーション職の関与による介護予防の強化に努めます。	介護予防の普及啓発 介護予防活動団体への補助 はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 リハビリ専門職との連携介護予防の普及啓発	介護予防の普及啓発 介護予防活動団体への補助 はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 リハビリ専門職との連携介護予防の普及啓発	介護予防の普及啓発 介護予防活動団体への補助 はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 リハビリ専門職との連携介護予防の普及啓発	高齢者支援課
介護保険サービス事業所整備事業	要介護認定者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤を整備します。	①認知症対応型共同生活介護の整備 (1施設・定員18人) ②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備 (1施設・定員29人)			介護保険課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
介護人材確保育成支援事業	介護サービス等に従事する人材の確保・定着を図ることを目的に、介護人材確保と育成を支援します。	補助金の交付 介護職員初任者研修受講費用補助 介護支援専門員資格取得費用補助 主任介護支援専門員研修受講費用補助	補助金の交付 介護職員初任者研修受講費用補助 介護支援専門員資格取得費用補助 主任介護支援専門員研修受講費用補助	補助金の交付 介護職員初任者研修受講費用補助 介護支援専門員資格取得費用補助 主任介護支援専門員研修受講費用補助	介護保険課
高齢者移動支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共交通機関での移動が困難な高齢者の移動を支援します。	事業周知 高齢者タクシー利用券の助成 活動団体へ補助金を交付	事業周知 高齢者タクシー利用券の助成 活動団体へ補助金を交付	事業周知 高齢者タクシー利用券の助成 活動団体へ補助金を交付	高齢者支援課
地域包括支援センターの体制強化【実計新規】	増加する高齢者人口に対応し、相談体制を充実するため、地域包括支援センターの体制強化に努めます。	長浦地区地域包括支援センター開設 平川地区地域包括支援センター開設	昭和・根形地区地域包括支援センター事業者選定	昭和・根形地区地域包括支援センター開設	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを進めます。	生活支援コーディネーターによる担い手の発掘・育成やサービスの創出と実働の支援 地域ケア会議等他事業との連携 地域課題と創出されたサービスの評価	生活支援コーディネーターによる担い手の発掘・育成やサービスの創出と実働の支援 地域ケア会議等他事業との連携 地域課題と創出されたサービスの評価	生活支援コーディネーターによる担い手の発掘・育成やサービスの創出と実働の支援 地域ケア会議等他事業との連携 地域課題と創出されたサービスの評価	高齢者支援課
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより、「さりげない見守り」を実施します。	事業の普及啓発 協力事業者・関係団体等拡大 見守り対象者の拡大検討・調整	事業の普及啓発 協力事業者・関係団体等拡大 見守り対象者の拡大	事業の普及啓発 協力事業者・関係団体等拡大	高齢者支援課
認知症サポーター養成等事業	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等に実施していきます。また、認知症サポーターステップアップ研修の開催により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行っていきます。	養成講座の普及啓発 養成講座・ステップアップ研修の開催 認知症サポーターの活躍の機会の検討 キャラバン・メイトの活動支援	養成講座の普及啓発 養成講座・ステップアップ研修の開催 認知症サポーターの活躍の機会の検討 キャラバン・メイトの活動支援	養成講座の普及啓発 養成講座・ステップアップ研修の開催 認知症サポーターの活躍の機会の検討 キャラバン・メイトの活動支援	高齢者支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
シルバー人材センター支援事業	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	運営支援 補助金の交付 事業の周知	運営支援 補助金の交付 事業の周知	運営支援 補助金の交付 事業の周知	高齢者支援課

4 障がい者福祉

【目指すまちの姿】

○障がいの有無に関わらず、地域全体で支え合う社会を築くことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができています。

【施策の方向性】

(1) 障がいのある人の自立生活支援の推進

- ・障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、幅広い分野に関する相談に対応します。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置により、相談支援の機能を強化し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。
- ・障がいのある児童に対しては、早期診断と適切な治療や訓練を行うことにより、その自立を支援します。
- ・障がいのある人が状況に応じて安心して働くことができるよう、地域での障がい者の就業を支援します。

(2) 障がいのある人を支える生活環境の整備

- ・障がいのある人が日常生活をより円滑に営むための各種支援を行うとともに、障がいのある人を支える人材の育成や公共施設等のバリアフリー化を推進し、生活しやすい環境を整備します。

(3) 権利擁護の推進

- ・障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
- ・判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害全般及び障害ごとの相談に応じ、必要な支援を行います。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」に専門的な職員を配置し、障がい者の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。	障害者相談支援 基幹相談支援センター運営 地域生活支援拠点事業	障害者相談支援 基幹相談支援センター運営 地域生活支援拠点事業	障害者相談支援 基幹相談支援センター運営 地域生活支援拠点事業	障がい者支援課
発達障害児等療育支援事業 【実計新規】	発達面等が気になる未就学児等の自立を支援するため、療育に関する相談支援、また、有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育支援を行います。	発達障害児等療育支援	発達障害児等療育支援	発達障害児等療育支援	障がい者支援課
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、日常生活をより円滑に行うために必要となる各種日常生活用具の給付等を行います。	日常生活用具の給付等 日常生活用具給付等事業の周知	日常生活用具の給付等 日常生活用具給付等事業の周知	日常生活用具の給付等 日常生活用具給付等事業の周知	障がい者支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
<p>成年後見制度利用支援事業 【再掲事業】</p>	<p>認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方の権利擁護のため、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう制度の利用促進のための体制整備を行います。 また、財産の管理等に支障がある方に代わって、家庭裁判所に後見人等選任のための申立て手続きや利用に係る援助を行います。</p>	<p>成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人フォローアップ研修の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成 成年後見制度利用促進基本計画策定</p>	<p>成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人フォローアップ研修の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成</p>	<p>成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人養成講座の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成</p>	<p>地域福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課</p>

第 3 章 防災・防犯・環境

第3章 防災・防犯・環境

1 防災

【目指すまちの姿】

○確立された防災体制・水防体制及び市民の手による地域防災力により、災害から市民の生命と財産が守られています。

【施策の方向性】

(1) 防災対策の強化

- ・災害発生時に適切な情報発信を行うため、防災行政無線などの整備を進めるとともに、備蓄物資や防災資機材の充足、備蓄倉庫の整備などの防災対策を強化します。
- ・県が示す浸水想定区域図を踏まえて洪水防災マップの見直しを行うとともに、各種防災教育の推進を通して、市民の防災意識の高揚を図ります。

(2) 地域における防災力の強化

- ・地域において「共助」の中核を担う自主防災組織による活動が円滑に行われるよう、新規設立を促すとともに、活動の中心となる人材の育成などの支援を行います。
- ・災害発生時に地域での防災活動が機能するよう、各地区で避難所の開設・運営や救助など、より実践的な防災訓練を行います。

(3) 災害応急・復旧対策の充実

- ・災害発生時に、要援護者の安否確認や避難支援等ができる体制づくりを支援するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら必要な情報を収集します。
- ・災害発生後に、被災者等が一定期間避難生活をする避難所については、適切な運営を行うとともに、良好な生活環境の確保を図ります。また、一時避難場所についても必要な整備を図ります。
- ・県や他自治体、防災関係機関、企業等との相互応援体制を構築し、災害発生時に連携して応急対策やライフライン等の復旧対策を行うことができる環境を整備するとともに、被災者への着実な支援に取り組みます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
災害情報等伝達手段確保事業	災害対応支援システム等を導入し、災害時の意思決定や情報伝達の円滑化を図ります。 固定系防災行政無線、IP無線等の情報伝達ツールの適切な保守・運用を行います。	災害対応支援システム検討 被災者支援システム構築 防災行政無線、IP無線維持管理 県防災行政無線再整備	災害対応支援システム導入 被災者支援システム運用 防災行政無線、IP無線維持管理	被災者支援システム運用 防災行政無線、IP無線維持管理	防災安全課
震災対策備蓄倉庫管理事業	非常用食糧や避難生活に必要な資機材の整備を図り、有事に備えます。	非常用食糧等の更新 防災資機材購入 簡易備蓄倉庫更新	非常用食糧等の更新 防災資機材購入 簡易備蓄倉庫更新	非常用食糧等の更新 防災資機材購入 簡易備蓄倉庫更新	防災安全課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
宅地耐震化推進事業【実計新規】	大規模盛土造成地の地震に伴う滑動崩落対策の推進を図るため、市内45箇所の大規模盛土造成地を対象に行った現地踏査に基づき、簡易地盤調査や第二次スクリーニングによる詳細調査を行い、盛土の安定性の検討とパトロール等による現地確認により安全性の把握を実施します。	第二次スクリーニングの優先度評価(簡易地盤調査)安全確認パトロール	第二次スクリーニング(安定性の検討)(詳細調査、滑動崩落の安定計算)安全確認パトロール	第二次スクリーニング(安定性の検討)(詳細調査、滑動崩落の安定計算)安全確認パトロール	都市整備課
地域防災力向上事業	地域において、「共助」の中核を担う自主防災組織の活動を支援し、新規結成を促すとともに、活動の中心となる災害対策コーディネーター等の人材の育成を支援します。	自主防災組織結成の促進 防災資機材の貸与、更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催 災害対策コーディネーター養成講座開催 防災関係団体の連携促進	自主防災組織結成の促進 防災資機材の貸与、更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催 災害対策コーディネーター養成講座開催 防災関係団体の連携促進	自主防災組織結成の促進 防災資機材の貸与、更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催 災害対策コーディネーター養成講座開催 防災関係団体の連携促進	防災安全課
防災訓練事業	大規模災害に備えて地域住民と一体となった実践的な防災訓練を実施します。	防災訓練の実施(災害対策本部運営訓練、避難所開設訓練、ブース訓練等、実践的な訓練) 職員向けの資機材取扱い訓練及び通信訓練の実施	防災訓練の実施(災害対策本部運営訓練、避難所開設訓練、ブース訓練等、実践的な訓練) 職員向けの資機材取扱い訓練及び通信訓練の実施	防災訓練の実施(災害対策本部運営訓練、避難所開設訓練、ブース訓練等、実践的な訓練) 職員向けの資機材取扱い訓練及び通信訓練の実施	防災安全課
避難行動要支援者対策事業	避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、計画作成の優先度が高いものについて、地域の実情を踏まえながら優先的に作成に取り組みます。	個別避難計画の作成 避難行動要支援者の情報収集と避難支援者への情報提供 安否確認訓練の実施 福祉避難所運営訓練の実施	個別避難計画の作成 避難行動要支援者の情報収集と避難支援者への情報提供 安否確認訓練の実施 福祉避難所運営訓練の実施	個別避難計画の作成 避難行動要支援者の情報収集と避難支援者への情報提供 安否確認訓練の実施 福祉避難所運営訓練の実施	防災安全課 高齢者支援課 障がい者支援課

2 防犯・交通安全

【目指すまちの姿】

○防犯体制の充実が図られるとともに、防犯と交通安全に関して市民の意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができます。

【施策の方向性】

(1) 防犯対策の推進

・犯罪の発生抑止のために、防犯灯や街頭防犯カメラの整備を進めるとともに、警察や防犯協会等の関係機関と連携し、犯罪情報の提供などを行うことにより、市民の防犯意識の向上を図ります。

(2) 地域における防犯体制の強化

・市と自主防犯組織が連携して様々な活動を行うことができる体制の充実に向けて、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、継続的な支援を行います。

(3) 交通安全の推進

・警察や交通安全協会等の関連機関と連携し、幅広い層を対象とした交通安全教育や啓発活動を行うことにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。
 ・近年急増している高齢者が関係する交通事故を防止するための対策を強化します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
防犯対策推進事業	市内における犯罪の発生抑止のため、防犯灯や街頭防犯カメラの適切な維持管理を実施するとともに、警察や防犯協会等の関係団体と連携した啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。	街頭防犯カメラの設置及び維持管理 生活安全メールなどによる犯罪発生状況等の周知 市公用車へのドライブレコーダーの設置 防犯灯の設置及び維持管理	街頭防犯カメラの設置及び維持管理 生活安全メールなどによる犯罪発生状況等の周知 市公用車へのドライブレコーダーの設置 防犯灯の設置及び維持管理	街頭防犯カメラの設置及び維持管理 生活安全メールなどによる犯罪発生状況等の周知 市公用車へのドライブレコーダーの設置 防犯灯の設置及び維持管理	防災安全課 管財契約課
地域防犯体制強化事業	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、官民共同による防犯パトロールなどの各種防犯活動を総合的に実施することで犯罪の発生抑止に努めます。 また、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、既存団体が継続して活動できるように支援を行います。	自主防犯組織等の活動支援 未結成地区への設立支援 各種防犯団体との連携による防犯パトロールや啓発活動の実施	自主防犯組織等の活動支援 未結成地区への設立支援 各種防犯団体との連携による防犯パトロールや啓発活動の実施	自主防犯組織等の活動支援 未結成地区への設立支援 各種防犯団体との連携による防犯パトロールや啓発活動の実施	防災安全課
交通安全対策事業	警察や交通安全協会等の関連機関と連携し、幅広い層を対象とした交通安全教育や啓発活動を行うことにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。高齢者の関係する交通事故防止のため、交通安全教育や啓発活動の充実を図ります。	交通安全教室の実施 啓発活動の実施 高齢ドライバー対策の検討 高齢者運転免許証自主返納事業の実施	交通安全教室の実施 啓発活動の実施 高齢ドライバー対策の実施 高齢者運転免許証自主返納事業の実施	交通安全教室の実施 啓発活動の実施 高齢ドライバー対策の実施 高齢者運転免許証自主返納事業の実施、今後の検討	防災安全課

3 消防・救急

【目指すまちの姿】

○消防・救急体制の充実が図られるとともに、事業者や市民の防火意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができます。

【施策の方向性】

(1) 消防・救急体制の充実

- ・消防庁舎の整備検討、消防車両の計画的な更新等を通して、常備・非常備の消防体制及び救急体制の充実を図ります。救急時に市民も適切な応急処置が行えるよう、必要な対策を講じます。
- ・地域における消防団活動の必要性の周知を図り、消防団員確保に取り組みます。
- ・消防の広域化に関しては、県及び近隣市等の動向を踏まえながら検討を進めます。

(2) 火災予防の推進

- ・市民が火災予防に関して強い意識を持ち、火災発生時に適切な対応ができるように、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。
- ・住宅への設置が義務付けされている住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、防火及び自主保安管理体制の徹底を図るため、事業者に対し法令に基づき適切な指導・助言を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
(仮称)袖ヶ浦市統合消防庁舎建設事業 【新規】	現在の消防本部・中央消防署と長浦消防署は老朽化しており、また、互いが3km圏に位置していることから、消防力を維持しつつ統合消防庁舎を建設し、防災拠点として機能の充実を図ります。	消防広域化の調査・検討 庁舎整備方針の検討(候補地、事業費、スケジュール等)	庁舎整備方針の検討(候補地、事業費、スケジュール等)	庁舎整備方針の検討・決定	消防総務課
無線県域及び共同指令センター運営事業 【実計新規】	指令システムは365日、24時間安定したシステム稼働が条件であり、現行システムは平成25年4月に運用開始しています。 令和6年度から令和7年度で全部更新し、令和8年4月から運用開始を目指し指令システムの安定化を図ります。	調達支援業務委託	指令システム改修事業工事負担金支出	指令システム改修事業工事負担金支出	警防課
常備消防車両整備事業	災害時における警防体制を整え、地域住民の安全や安心を確保するため、常備消防車両を計画的に更新します。	平川消防署指揮車更新 長浦消防署指揮車更新	長浦消防署泡原液搬送車更新		警防課
非常備消防車両整備事業	消火活動はもちろんのこと、近年、複雑多様化している自然災害等から地域住民の安全や安心を確保するため、各種資機材の積載が可能な非常備消防車両を計画的に更新します。	小型動力ポンプ付積載車更新	小型動力ポンプ付積載車更新	小型動力ポンプ付積載車更新	警防課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
消防団詰所建設事業	消防団の拠点施設である詰所を計画的に整備します。	第13分団詰所測量調査、石綿調査、土壌調査 第18分団詰所測量調査	第13分団詰所解体 第13分団詰所建設 第18分団詰所石綿調査、土壌調査	第18分団詰所解体 第18分団詰所建設 第15分団詰所測量調査、石綿調査、土壌調査	警防課
応急手当啓発事業【実計新規】	救急車が到着するまでの間、バイスタンダー（その場に居合わせた人）が、いかに救命処置を適切に行うかが、傷病者の社会復帰に重要となります。バイスタンダーが担う救命の連鎖には、「早期認識と通報」、「一次救命処置（心肺蘇生及びAED）」があり、傷病者の予後に重要な関りがあることから、市民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、更なる取り組みを行います。	希望する児童・生徒を対象とした救命講習の検討及び策定 応急手当啓発員の養成 応急手当協力事業所の認定制度策定	希望する児童・生徒を対象とした救命講習の実施 応急手当啓発員の養成 応急手当協力事業所の認定	希望する児童・生徒を対象とした救命講習の実施 応急手当啓発員の養成 応急手当協力事業所の認定	中央消防署
火災予防啓発事業	火災予防の啓発活動を行い、防火思想の高揚を図ります。また、事業者等に対して適切な指導・助言を行い、防火体制の徹底を図ります。	住宅用火災警報器普及啓発活動 住宅用火災警報器取付支援 火災予防運動の実施 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 幼年消防クラブ大会の開催 消防訓練の指導等 立入検査の実施	住宅用火災警報器普及啓発活動 住宅用火災警報器取付支援 火災予防運動の実施 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 幼年消防クラブ大会の開催 消防訓練の指導等 立入検査の実施	住宅用火災警報器普及啓発活動 住宅用火災警報器取付支援 火災予防運動の実施 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 幼年消防クラブ大会の開催 消防訓練の指導等 立入検査の実施	予防課

4 消費生活

【目指すまちの姿】

○市民の消費者問題に対する知識や判断力が高まり、相談体制の充実により、市民が安心して生活を送ることができています。

【施策の方向性】

(1) 消費者保護対策の推進

- ・消費生活に関する相談については、的確な対応を行うことにより問題の早期解決を図ります。また、市の消費生活センターの認知度を高めるため、消費生活センターの周知を図ります。
- ・消費者問題に関する最新情報の収集、相談員の質の向上などを通して、相談体制の充実を図ります。

(2) 消費者意識の向上

- ・関係機関との連携を強化して幅広い年齢層を対象とした消費者教育や啓発活動を行うことにより、市民の消費生活に関する知識や判断力の向上を図ります。
- ・特にターゲットになりやすい高齢者や若年層に対しては、きめ細かな情報提供や学習機会の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
消費生活相談・消費者意識啓発事業	消費者問題に関する啓発活動を行い、被害の未然防止を図ります。複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談を実施し、消費者トラブルの早期解決を図ります。	消費生活相談 消費者教室の開催 出前講座の開催 消費生活センターのPR、啓発	消費生活相談 消費者教室の開催 出前講座の開催 消費生活センターのPR、啓発	消費生活相談 消費者教室の開催 出前講座の開催 消費生活センターのPR、啓発	商工観光課

5 環境保全

【目指すまちの姿】

○豊かな自然環境が保全されるとともに、地球にやさしい持続可能な社会がづくりだされています。

【施策の方向性】

(1) 自然環境の保全と共生

- ・ボランティアや各種団体、事業所、学校等と連携しながら、自然環境の保全やまちの美化を図ります。
- ・生態系や人の健康に被害を及ぼす恐れのある有害鳥獣や特定外来生物の防除を積極的に行います。
- ・市民の環境保全への理解を深めるために、環境学習講座などを実施します。

(2) 地球温暖化対策の推進

- ・全世界的な課題である地球温暖化問題に対して、家庭における省エネルギー設備設置の支援や市民への的確な情報提供を行うとともに、市民の意識を高めるための緑のカーテンづくりなどについて促進します。

(3) 快適で安全に生活できる環境の維持

- ・大気汚染の常時監視や汚染物質の排出者に対する指導などを行うとともに、河川等における水質調査を行い、その改善に向けた対応を行います。
- ・騒音・振動について定期的に測定し、要請限度を超過する場合は関係機関に対策を要請します。また、航空機騒音は、県などに対して、騒音の低減について要望します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
まちの美化推進事業	市民や企業、学校等と協働して、美化活動を行うことにより、ごみのない清潔で美しいまちづくりを目指します。花いっぱい運動による花の種の配布、フラワーポットの貸出しにより、美しいまちづくりを目指します。空き地等の雑草処理対策により、美観の保護・環境美化を推進します。	協働による、清掃活動、ポイ捨て防止啓発活動、市内一斉清掃等の実施 花の種の配布、フラワーポット貸出 市街地の空き地等の雑草対策	協働による、清掃活動、ポイ捨て防止啓発活動、市内一斉清掃等の実施 花の種の配布、フラワーポット貸出 市街地の空き地等の雑草対策	協働による、清掃活動、ポイ捨て防止啓発活動、市内一斉清掃等の実施 花の種の配布、フラワーポット貸出 市街地の空き地等の雑草対策	環境管理課
自然環境保全事業	身近な緑、豊かな自然環境を保全し、安らぎのあるまちづくりを目指すとともに、自然環境緑地等の維持管理をボランティアと協働で行います。一定規模以上の進出事業所に対して、一定割合の緑化の義務付けを行い、緑地の確保に努めます。鳥獣保護を図るとともに、特定外来生物等の捕獲・駆除を行います。	しいのもり自然環境緑地の適正な整備 蔵波小鳥の森の維持管理 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 自然散策会、環境学習講座等の拡充	しいのもり自然環境緑地の適正な整備 蔵波小鳥の森の維持管理 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 自然散策会、環境学習講座等の拡充	しいのもり自然環境緑地の適正な整備 蔵波小鳥の森の維持管理 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 自然散策会、環境学習講座等の拡充	環境管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
<p>公用車電気自動車導入事業【新規】</p>	<p>地球温暖化防止(温室効果ガスの排出抑制)に向けた取り組みを推進するため、計画的に電気自動車の導入を進める。</p>	<p>導入車両の選定</p>	<p>車両の導入</p>	<p>車両の導入</p>	<p>管財契約課</p>
<p>地球温暖化対策事業</p>	<p>地球温暖化の防止対策を進めるため、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を促進する設備の設置について、県の交付要綱に従って補助金を交付します。「袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」の適切な運用を行い、再生可能エネルギーの利用を推進します。市域全体の温室効果ガス削減のため、必要な計画を策定します。</p>	<p>住宅用省エネルギー設備等設置に係る補助金の交付 緑のカーテンの推進及び啓発活動の実施 市所管施設からの温室効果ガス排出量の算出 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)及び袖ヶ浦市気候変動適応計画の策定</p>	<p>住宅用省エネルギー設備等設置に係る補助金の交付 緑のカーテンの推進及び啓発活動の実施 市所管施設からの温室効果ガス排出量の算出 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)及び袖ヶ浦市気候変動適応計画)に沿った取組の実施</p>	<p>住宅用省エネルギー設備等設置に係る補助金の交付 緑のカーテンの推進及び啓発活動の実施 市所管施設からの温室効果ガス排出量の算出 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)及び袖ヶ浦市気候変動適応計画)に沿った取組の実施</p>	<p>環境管理課</p>
<p>大気汚染監視機器整備事業</p>	<p>大気環境の状況を的確に把握するため、老朽化した機器を計画的に更新します。</p>	<p>老朽化した測定機器の計画的な更新 測定局毎の測定機器配置の検討</p>	<p>老朽化した測定機器の計画的な更新 測定局毎の測定機器配置の検討</p>	<p>老朽化した測定機器の計画的な更新 測定局毎の測定機器配置の検討</p>	<p>環境管理課</p>

6 廃棄物・リサイクル

【目指すまちの姿】

○ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしい循環型社会が形成されています。

【施策の方向性】

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

- ・ごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、長期的な視点からごみ収集制度全体のあり方について総合的な見直しを行います。
- ・ごみの分別の徹底による再資源化を進め、資源循環型のまちを目指します。

(2) ごみ処理体制の整備

- ・袖ヶ浦クリーンセンターの改修を計画的に進めることで、コスト削減と施設の長寿命化を図ります。
- ・令和9年度稼働予定となっている次期広域廃棄物処理施設については、共同で事業を進める自治体と広域連携組織を設置し、取組を進めます。

(3) し尿処理の適正化

- ・単独処理浄化槽の使用に対して、合併処理浄化槽への設置切り替えを促進するために啓発活動及び設置費用の補助を行い、河川等の公共用水域の水質保全を図ります。

(4) 廃棄物の不法投棄等の防止

- ・廃棄物の不法投棄と、土砂等の埋立てによる土壌汚染・災害発生を防止するため、監視活動を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
ごみ減量化推進事業	ごみ最終処分量の減量化を図るため、ごみ減量化の普及啓発を行うとともに、ごみ収集制度全体のあり方について総合的な見直しの検討を行います。	ごみ減量化の普及啓発事業者への減量化指導の徹底 ごみ収集制度の総合的な見直しの検討	ごみ減量化の普及啓発事業者への減量化指導の徹底 ごみ収集制度の総合的な見直しの検討	ごみ減量化の普及啓発事業者への減量化指導の徹底 ごみ収集制度の総合的な見直しの検討	廃棄物対策課
ごみ資源化推進事業	資源循環を推進するため、排出時点での分別を啓発するとともに、資源化対象品目の拡充の検討を行います。	生ごみ、剪定枝等の排出抑制 資源回収を実施する団体への支援 プラスチックリサイクルの調査、検討 資源化対象品目拡大のための調査、検討、実施 子ども服リユースの実施、雑がみ回収ボックスの設置	生ごみ、剪定枝等の排出抑制 資源回収を実施する団体への支援 プラスチックリサイクルの調査、検討 資源化対象品目拡大のための調査、検討、実施 子ども服リユースの実施、雑がみ回収ボックスの設置	生ごみ、剪定枝等の排出抑制 資源回収を実施する団体への支援 プラスチックリサイクルの調査、検討 資源化対象品目拡大のための調査、検討、実施 子ども服リユースの実施、雑がみ回収ボックスの設置	廃棄物対策課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
ごみ処理施設長寿命化事業	老朽化により維持管理費用が増大している現施設の修繕工事や設備の更新等を実施することにより、コスト削減とごみ資源化を図りつつ、各処理施設の長寿命化を図ります。	各施設の修繕工事や設備の更新等の実施【工事対象施設】粗大ごみ処理施設し尿処理施設	各施設の修繕工事や設備の更新等の実施【工事対象施設】ごみ処理施設粗大ごみ処理施設し尿処理施設	各施設の修繕工事や設備の更新等の実施【工事対象施設】ごみ処理施設粗大ごみ処理施設し尿処理施設	廃棄物対策課
次期広域廃棄物処理事業	君津地域4市(袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市)の一般廃棄物は、(株)かずさクリーンシステムで中間処理を行っていますが、令和8年度末に事業終了となるため、9年度からの次期広域廃棄物処理施設整備を進めます。次期広域廃棄物処理事業は、安房地域2市1町(鴨川市、南房総市及び鋸南町)も参加した6市1町で共同して事業を進め、事業方式はPFI法のBOO方式で実施します。	建築確認申請手続き施設実施設計土木工事着工	土木工事継続プラント工事着工	土木工事継続プラント工事継続	廃棄物対策課
合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域の水質保全を図るため、単独処理浄化槽の使用者に対して合併処理浄化槽への設置替えを行うよう啓発に取り組むとともに、合併処理浄化槽設置への補助を継続して行います。	啓発活動合併処理浄化槽の設置を推進	啓発活動合併処理浄化槽の設置を推進	啓発活動合併処理浄化槽の設置を推進	廃棄物対策課
廃棄物・土砂対策事業	廃棄物の不法投棄や土砂等の埋め立て等による土壌汚染・災害発生を防止するための監視活動を行います。	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置	廃棄物対策課

第 4 章 都市形成・都市基盤

第4章 都市形成・都市基盤

1 市街地形成

【目指すまちの姿】

○各拠点を中心に利便性が高く、効率的な土地利用が図られ、安全で安心して暮らせる良好な市街地が形成されています。

【施策の方向性】

(1) 計画的なまちづくりの推進

- ・都市計画マスタープランに基づいて、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを計画的に推進します。
- ・災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルの未然防止などを目的とした地籍調査を推進します。

(2) 市街地整備の促進

- ・地区計画制度の活用等による市街地の整備を促進します。
- ・市街化区域の生活環境を改善するため、狭あい道路の拡幅整備について制度の見直しを行い、市民への周知・啓発を図ります。

(3) 良好な景観形成

- ・景観計画及び景観条例に基づく規制誘導や、景観を形成する上で重要な樹木等のシンボル化、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援等を通して、市内の景観資源の保全・創出に取り組みます。
- ・良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るために、啓発活動を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
市街化調整区域土地利用適正誘導事業	市街化調整区域において、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を図るため、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を周知し、その運用を図ります。 袖ヶ浦駅西側地区や内陸部の土地利用について、地域の特性を活かしたまちづくりを目指します。	地区計画制度の周知 都市計画提案制度の周知 地区別勉強会の開催 まちづくりの検討支援	地区計画制度の周知 都市計画提案制度の周知 地区別勉強会の開催 まちづくりの検討支援 各関係機関との協議	地区計画制度の周知 都市計画提案制度の周知 地区別勉強会の開催 各関係期間との協議	都市整備課
地籍調査事業	一筆ごとの土地所有者、地番及び地目を調査し、境界及び地籍に関する測量を行います。その調査結果から地籍図及び地籍簿を作成し、登記所へ備え付けます。	坂戸市場1-①工区 (認証、登記所送付、市町村備付) 坂戸市場1-②工区 (事業計画・準備(A・B)工程)	坂戸市場1-②工区 (地籍図根三角測量(C)工程、一筆地調査(E)工程、細部図根測量(FI)工程)	坂戸市場1-②工区 (一筆地測量(FII-1)工程、地籍図原図(FII-2)工程、地籍測定(G)工程、地籍簿案、閲覧、修正、地籍図、地籍簿(H)工程)	土木管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
市街地内市道等整備事業	市街化区域内の生活環境の改善を図り、安全で良好な市街地形成を促進するために、市民に市街化区域内みちづくり計画要綱の制度や効果をPRし、理解と協力を得て、市街化区域内の狭隘道路の拡幅整備を目指します。	みちづくり計画要綱の周知・啓発 地元や消防との連携協議	みちづくり計画要綱の周知・啓発 地元や消防との連携協議	みちづくり計画要綱の周知・啓発 地元や消防との連携協議	都市整備課
景観まちづくり推進事業	景観計画及び条例の適切な運用により、市内の良好な景観の形成を推進するとともに、景観に関する意識啓発を図ります。	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発	都市整備課

2 公園・緑地

【目指すまちの姿】

○公園や緑地が適正に管理され、憩いや交流の場として活用されています。

【施策の方向性】

(1) 公園・緑地の適正管理

- ・公園が有する様々な機能を十分に発揮できるよう、老朽化した施設の補修・更新やバリアフリー化など必要な維持管理を行います。
- ・公園施設の整備・改修等をより効果的に行うため、民間事業者の参入可能性について検討します。

(2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出

- ・袖ヶ浦公園、百目木公園、椎の森自然環境保全緑地など、公園・緑地での地域住民の交流促進、交流人口の増加を図るため、公園・緑地を活用したイベントの支援や情報発信等を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
公園緑地管理事業	利用者が快適に過ごせるよう、公園緑地の適正な維持管理を行います。	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修及び更新 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修及び更新 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修及び更新 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	都市整備課
都市公園交流機会創出事業	袖ヶ浦公園の花々や隣接する農畜産物直売所ゆりの里との回遊性、百目木公園の運動施設やプールなどの機能を活用し、市の主要交流拠点としての情報を発信することにより交流人口の拡大を図るとともに、周辺施設の活性化を目指します。	袖ヶ浦公園、百目木公園桜の植栽 公園まつり等のPR活動 民間活力活用の調査・研究	袖ヶ浦公園、百目木公園桜の植栽 公園まつり等のPR活動 民間活力活用の調査・研究	袖ヶ浦公園、百目木公園桜の植栽 公園まつり等のPR活動 民間活力活用の調査・研究	都市整備課

3 道路

【目指すまちの姿】

○都市計画道路などの幹線道路及び生活道路の整備と維持管理が適切に行われ、すべての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整っています。

【施策の方向性】

(1) 都市計画道路の整備

・高須箕和田線の南袖延伸区間、袖ヶ浦駅海側地区と木更津市金田地区を結ぶ西内河根場線などの整備を促進し、交通渋滞の緩和や、市内における円滑な交通機能の確保を図ります。

(2) 市道の整備

・地域住民の利便性の向上と安全性の確保を目的として、道路改良工事や交通安全対策、バリアフリー化を図ります。

(3) 広域幹線道路等の整備促進

・県道君津平川線と接続し、地域の活性化が期待される首都圏中央連絡自動車道（仮称）かずさインターチェンジの早期整備や誰もが安心して利用できる道路環境の向上に向けた国県道の歩道整備を関係機関に要望します。
 ・東京湾岸地域とのアクセス性向上などが図られる東京湾岸道路の建設に向けた要望活動を行います。

(4) 道路施設の適正管理

・橋梁や道路等の適切な点検とそれに基づく修繕・耐震補強工事を行い、道路施設の長寿命化とライフサイクルコストの軽減を図ります。
 ・生活道路対策エリア等の指定を受けた地域について、警察等と協議しながら道路の安全対策を実施します。また、交差点での歩行者事故に対応するため、安全対策を講じます。
 ・市民参加による道路の美化活動を行う道路アダプトプログラムの推進を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
西内河根場線建設事業	県が実施する都市計画道路西内河根場線は、袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理地区と木更津市金田地区を結び、地域の連携や経済の活性化を目的としており、県と調整を図りながら整備に対して地元負担金を支出し早期完成を目指します。	道路改良工事			土木建設課
三箇横田線建設事業	通学路の安全と交通利便性の向上を図るため、広域農道から県道長浦上総線を通り、市道代宿横田線間の交差点改良及び道路改良工事を実施します。	交差点改良工事(広域農道北側) 道路改良工事(市道代宿横田線) 境界杭設置委託	交差点改良工事(広域農道南側、市道三箇横田線) 道路改良工事(市道代宿横田線) 信号機移設工事 用地買収(公社買戻し)	道路改良工事(市道代宿横田線)	土木建設課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
飯富29号線・代宿横田線建設事業	通学路の安全と交通利便性の向上を図るため、飯富29号線及び代宿横田線の歩行帯整備工事を実施します。	整備手法の検討 不動産鑑定委託	用地買収(土地開発公社) 水路工事	用地買収(公社買戻し) 歩行帯整備工事	土木建設課
国県道・自動車専用道路等整備促進事業	広域幹線道路のネットワークを形成し、市内の交通利便性の更なる向上・地域の更なる活性化を図るために(仮称)かずさインターチェンジや東京湾岸道路などの各種要望活動について国・県に要望します。	(仮称)かずさインターチェンジ、東京湾岸道路などの各種要望活動、協議会活動	(仮称)かずさインターチェンジ、東京湾岸道路などの各種要望活動、協議会活動	(仮称)かずさインターチェンジ、東京湾岸道路などの各種要望活動、協議会活動	土木管理課
道路アダプトプログラム事業	協働のまちづくりを理念に、市民参加による道路の美化活動を支援し、市民と協働して道路の美化環境の形成を図ります。	道路アダプトプログラム制度の周知・PRの強化	道路アダプトプログラム制度の周知・PRの強化	道路アダプトプログラム制度の周知・PRの強化	土木管理課
道路附属物修繕事業【実計新規】	道路附属物のうち、大型案内標識、排水設備(ポンプ)、大型カルバート、照明灯の予防保全型の維持管理を行います。	道路排水ポンプ点検 照明灯点検 照明灯更新工事	道路排水ポンプ個別施設計画策定 照明灯点検 照明灯更新工事 大型案内標識点検	道路排水ポンプ更新工事 照明灯更新工事 大型カルバート点検	土木管理課
交通安全施設整備事業	歩行者や自転車の安全を確保するため、安全対策工事を実施します。	【通学路緊急対策】 歩行帯整備詳細設計委託 歩行帯整備工事 【未就学児安全対策】 歩行帯整備工事	【通学路緊急対策】 歩行帯整備工事 【未就学児安全対策】 歩行帯整備工事 【自転車活用推進計画】 自転車通行帯整備工事	【通学路緊急対策】 歩行帯整備工事 【自転車活用推進計画】 自転車通行帯整備工事	土木建設課 土木管理課
橋梁長寿命化修繕事業	市道の橋梁について、適切な点検と修繕により、長寿命化を図りつつ適正な維持管理を実施します。	耐震補強検討委託 定期点検委託 橋梁補修工事	定期点検委託 耐震補強補修設計委託 橋梁補修工事	定期点検委託 橋梁補修設計委託 橋梁耐震補強補修工事 歩道橋長寿命化計画策定委託	土木建設課 土木管理課

4 河川

【目指すまちの姿】

○河川・雨水排水施設等が適正に維持管理され、機能や安全性が保たれています。

【施策の方向性】

(1) 河川施設の適正管理

- ・市内の河川施設について、定期的な点検や計画的な修繕等によりその機能の確保に努めます。
- ・河川の氾濫等による災害を防止するとともに、長寿命化によるトータルコストの縮減と修繕費の平準化を図ります。

(2) 雨水排水施設の適正管理

- ・雨水管の計画的な点検と修繕により、適切な排水機能を維持するとともに、長寿命化によるトータルコスト削減を図ります。
- ・奈良輪地区にある雨水ポンプ場の適正な維持管理を行い、周辺の浸水被害を防止します。

(3) 海岸・護岸施設の適正管理

- ・本市が管理する海岸・護岸施設について、適正な維持管理を行うことで、津波や高潮等による災害発生を防止します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
水防事業 【実計新規】	市内河川へ危機管理型水位計を設置し、WEB公開することで市民の生命と財産を守る災害に強いまちを目指します。	危機管理型水位計及び河川監視カメラ設置 「国土交通省：川の防災情報」を活用したWEB公開、運用	危機管理型水位計及び河川監視カメラ設置 「国土交通省：川の防災情報」を活用したWEB公開、運用	危機管理型水位計及び河川監視カメラ設置 「国土交通省：川の防災情報」を活用したWEB公開、運用	土木建設課
河川維持管理費 【実計新規】	近年頻発する大雨等に備え、市管理河川の浚渫や整備を実施し、市民の生命と財産を守る災害に強いまちを目指します。	伐採浚渫工事（普通河川松川上流）	伐採浚渫工事（普通河川松川上流）	伐採浚渫工事（普通河川松川上流）	土木建設課
雨水下水道施設長寿命化修繕事業 【実計新規】	雨水下水道施設（雨水管渠・ポンプ場・水門等）について、計画的な点検と長寿命化計画の策定を行います。	雨水管渠ストックマネジメント実施方針策定 奈良輪雨水ポンプ場資産の整理	奈良輪雨水ポンプ場ストックマネジメント実施方針策定 雨水管渠点検調査委託	奈良輪雨水ポンプ場点検調査委託	土木管理課
雨水幹線管渠建設改良事業 【実計新規】	市街化区域内の雨水排除を適正に行い、良好な住環境を図るため、下水道（雨水）全体計画の見直しを行い、幹線管渠の建設を促進します。また、水防法の改正に伴い求められている、内水ハザードマップを作成するため、雨水浸水想定区域図を作成します。	下水道（雨水）全体計画策定委託	奈良輪第一排水区雨水実施設計委託	雨水浸水想定区域図策定委託 奈良輪第一排水区雨水管整備工事	土木管理課 土木建設課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
海岸・護岸 維持管理事業 【実計新規】	本市の管理する海岸・護岸施設について適正な維持管理を行います。	今井水門点検 調査委託 護岸の点検	今井水門改修 詳細設計委託 護岸の点検	長浦、蔵波水 門点検調査委 託 今井水門改修 工事 護岸の点検	土木管理 課 土木建設 課

5 下水道

【目指すまちの姿】

○生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の良好な水質が確保されています。

【施策の方向性】

(1) 下水道施設の適正管理

- ・公共下水道のストックマネジメント計画に基づき、汚水処理施設の点検調査、劣化状況を踏まえた改築更新、適正な維持管理業務を行い、既存ストックの長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
- ・農業集落排水についても、ストックマネジメント計画を策定し、長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
- ・大規模な地震発生時に備え、下水道管の耐震化、マンホールトイレ等の整備を推進します。

(2) 下水道事業の経営基盤の強化

- ・下水道事業について、経営状況の的確な分析と対策の実施、外部への情報開示等を確実に行っていくことにより、公営企業会計のもとで安定的に事業を継続していくよう努めます。
- ・下水道事業の更なる健全な運営に向けた取組を進めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
下水道施設の適正管理	公共用水域の良好な水質を確保することを目的に、千葉県が定める東京湾流域別下水道整備総合計画、水質汚濁防止法及び排水基準を定める条例に規定される水質基準を守るため、施設の効率的かつ適正な維持管理を行うとともに、下水処理施設等の整備計画を推進します。	【公共下水道】 終末処理場等施設包括的維持管理 ストックマネジメント 下水道総合地震対策整備 各種計画策定 【農業集落排水】 袖ヶ浦東部浄化センター等包括的維持管理	【公共下水道】 終末処理場等施設包括的維持管理 ストックマネジメント 下水道総合地震対策整備 各種計画策定 【農業集落排水】 袖ヶ浦東部浄化センター等包括的維持管理	【公共下水道】 終末処理場等施設包括的維持管理 ストックマネジメント 下水道総合地震対策整備 各種計画策定 【農業集落排水】 袖ヶ浦東部浄化センター等包括的維持管理	下水対策課
下水道事業の経営基盤の強化 【実計新規】	市民の生活環境向上及び公共用水域の水質保全のため、下水道事業を将来にわたり安定的、継続的に運営していくとともに、経営戦略の着実な推進を図ります。	経営戦略の着実な推進 決算分析、財政指標等の公表	経営戦略の着実な推進 決算分析、財政指標等の公表	経営戦略の着実な推進 決算分析、財政指標等の公表	下水対策課

6 住宅

【目指すまちの姿】

○市民が安全・安心して暮らすことのできる住環境が整備され、空家の適切な管理と有効活用が進んでいます。

【施策の方向性】

(1) 良質な住環境の確保

- ・市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化に向けた市民の意識向上や、個人の住宅における耐震対策の具現化に向けての支援を行います。
- ・高齢者等の生活環境を整えるための住宅改修に対し支援します。

(2) 住宅セーフティネットの形成

- ・市営住宅へのニーズに対応するために適切な維持管理、老朽化対策を計画的に行い、長寿命化を図ります。また、老朽化や入居状況などを考慮しながら、集約化についての検討を行います。

(3) 空家対策の推進

- ・著しく管理が不適切な空家については、改修や除却、活用等に関する助言・指導等を行い、所有者に適切な管理を求めていきます。
- ・空家のデータベース化を進め、他用途への転換が可能な空家については、利活用を促進します。
- ・空家バンク利用の活性化を図るための制度の検討を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
木造住宅耐震化促進事業	市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震相談会等による普及・啓発活動を行い、国・県・市による耐震診断・改修工事費用に対する助成を実施します。	無料耐震相談会 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助	無料耐震相談会 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助	無料耐震相談会 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助 耐震改修促進 計画改定	都市整備課
市営住宅維持管理事業	適正に維持管理を行い、市営住宅の既存ストックを活用し、住宅困窮者に対して低家賃で住居を提供します。	市営住宅の適正な維持管理 市営住宅のあり方検討	市営住宅の適正な維持管理 市営住宅のあり方検討	市営住宅の適正な維持管理 市営住宅のあり方検討	都市整備課
空家等対策事業	空家等対策計画に基づく空家等の適切な管理を推進します。 著しく管理が不適切な状態にある空家に対し、改修や活用に関する助言・指導等を行うとともに空家バンク制度の活用を推進します。	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 農業委員会と連携した「農地付空家」バンク登録の啓発活動	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 農業委員会と連携した「農地付空家」バンク登録の有効活用	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 農業委員会と連携した「農地付空家」バンク登録の有効活用	都市整備課

7 公共交通

【目指すまちの姿】

○市民が安心して暮らしていける日常の移動手段が確保されるとともに、広域的な都市間移動手段も充実し、利便性の高い交通網が形成されています。

【施策の方向性】

(1) 都市間交通の利便性確保

- ・都心とつながる高速バスの路線延伸や増便などについて、事業者に対する要望活動を継続的にを行います。
- ・高速バスの利用促進に向けたPR活動を積極的に実施します。
- ・JR内房線、久留里線の利便性向上に向けた要望活動を継続的にを行います。

(2) 市内における移動手段確保

- ・市内での市民の移動手段として必要な路線バスの運行を維持するため、バス事業者への支援を継続するとともに、地域の実情に応じた運行形態・路線の見直しについて、バス事業者と検討します。
- ・路線バスを維持するため、利用促進に向けたPR活動を行います。
- ・日常生活の移動手段を確保するため、路線バスを補完する地域内の取組を支援するとともに、新たな移動支援策について検討します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
高速バス利便性向上事業	バス事業者に路線の延伸や増便などについて、継続的に要望活動を行い、高速バスの競争力強化に向けた更なる利便性向上を図ります。	利用促進のPR バス事業者への要望・協議 関係自治体との協議	利用促進のPR バス事業者への要望・協議 関係自治体との協議	利用促進のPR バス事業者への要望・協議 関係自治体との協議	企画政策課
地域公共交通づくり事業	地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するとともに、利便性向上を図ります。また、事業者と協力し、地域内の新たな移動手段を確保するための取組を行います。	バス路線維持にかかる補助金交付 利用促進のPR バス路線の再編の検討 地域交通の支援 デマンド交通の実証運行(長浦地区)	バス路線維持にかかる補助金交付 利用促進のPR バス路線の再編の検討 地域交通の支援 デマンド交通の実証運行(1地区拡大)	バス路線維持にかかる補助金交付 利用促進のPR バス路線の再編の検討 地域交通の支援 デマンド交通の実証運行	企画政策課

第5章 産 業

第5章 産業

1 農林業

【目指すまちの姿】

○農林業基盤整備や担い手の育成、農地集積などが進み、優良農地の保全や効果的な利用が図られ、魅力ある農畜産物が生産されています。

【施策の方向性】

(1) 農業経営体制の強化

- ・認定農業者制度の活用、農地中間管理事業を活用した農業事業者の大規模化・法人化、集落営農組織の設立促進等を通して、自立できる農業経営体の育成を図ります。
- ・新たに就農を目指す人が今後の本市の農業の担い手として活動していけるよう、相談体制を整備し、情報提供に努めるとともに、農地を取得しやすい環境を整え新規就農者等の受入れを促進し、農地の有効利用を図ります。
- ・生産性向上に向けて、ICTや農機具の自動運転等の先端技術の導入などスマート化を検討する農家を支援します。
- ・各地域における農業の将来のあり方を明確にする「人・農地プラン」の作成を支援します。
- ・土地改良事業を推進し、担い手への集積と生産性の向上を図ります。

(2) 農地環境対策の推進

- ・地域で行う農地の維持管理や景観形成等の活動に対する支援を行い、農地環境の保全を図ります。
- ・有害鳥獣の駆除や防護柵の設置、ICTの活用等により、農作物被害の軽減に取り組みます。

(3) 高付加価値農業の推進

- ・環境にやさしい「ちばエコ農産物」など付加価値の高い農畜産物については、生産の支援や、積極的なPRを行います。また、製品の生産拡大に向けて、生産者の技術研修への参加等を促進します。
- ・農畜産物の加工・販売までを一体的に行う6次産業化への取組や異業種との連携を支援し、高付加価値化と販路拡大を図ります。

(4) 農業とふれあう機会の拡大

- ・栽培体験や収穫体験など市民が農業とふれあう機会を充実させるとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした地産地消と、食育活動の推進に取り組みます。
- ・交通アクセスに恵まれた環境を活用し、本市の農業とふれあう機会を拡大することで、交流人口の増加に努めます。

(5) 森林管理の適正化と林業の振興

- ・管理が十分に行われていない森林については、市が委託を受け管理を行うなど森林管理の適正化と林業経営の効率化に努めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
担い手育成・支援対策事業	農業関係機関や集落等と調整し、農地中間管理事業の活用による農地集積の促進や「地域計画(旧人・農地プラン)」の策定を推進し、地域・集落単位による経営体や認定農業者などの担い手の確保及び育成を図ります。	認定農業者の認定・更新地域計画(旧人・農地プラン)策定推進農地中間管理事業など農地利用集積の推進耕作放棄地対策	認定農業者の認定・更新地域計画(旧人・農地プラン)策定推進農地中間管理事業など農地利用集積の推進耕作放棄地対策	認定農業者の認定・更新地域計画(旧人・農地プラン)策定推進農地中間管理事業など農地利用集積の推進耕作放棄地対策	農林振興課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
新規就農者支援対策事業	新規就農者が早期に安定した経営及び長期営農が行えるよう、県やJAなど農業関係機関と連携し、栽培技術の習得、農地の確保、機械・施設導入の経費等について支援します。	新規就農者育成事業補助の実施 新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のPRと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談	新規就農者育成事業補助の実施 新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のPRと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談	新規就農者育成事業補助の実施 新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のPRと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談	農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業(大鳥居地区) 【実計新規】	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	県営工事負担金(測量・実施設計)	県営工事負担金(換地計画原案・実施設計)	県営工事負担金(区画整理工事 6.1ha)	農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業(武田川下流地区)	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	換地	換地、小花頭首工改修工事(実施設計)	小花頭首工改修工事(工事)	農林振興課
土地改良推進事業	農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等の推進を支援します。	野里上泉大和田地区 地形図作成業務・説明会等	野里上泉大和田地区 換地等調整業務・説明会等	野里上泉大和田地区 促進計画作成業務・説明会等	農林振興課
有害鳥獣駆除事業	国等補助事業を活用し、イノシシ・アライグマ等の有害鳥獣の駆除を実施するほか、防護柵等を設置し、農作物被害の防止及び抑制を図ります。	有害鳥獣の駆除実施 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検管理等の実施 防護柵設置に関する補助の実施 有害鳥獣に関する講習会の実施 捕獲獣の処分や活用を検討 ICT機器の活用の研究	有害鳥獣の駆除実施 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検管理等の実施 防護柵設置に関する補助の実施 有害鳥獣に関する講習会の実施 ICT機器の活用の研究	有害鳥獣の駆除実施 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検管理等の実施 防護柵設置に関する補助の実施 有害鳥獣に関する講習会の実施 ICT機器の活用の研究	農林振興課
農地農村環境保全事業	農業・農村の有する多面的機能(国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等)の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の地域資源の適切な保全管理を推進します。	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付 農地・水保全管理協議会の運営	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付 農地・水保全管理協議会の運営	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付 農地・水保全管理協議会の運営	農林振興課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
農畜産物の魅力向上事業	農畜産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに対応できるよう、環境にやさしい農畜産物の普及拡大を推進します。また、生産者が自ら加工・販売を行う6次産業化に取り組む農業者へ補助事業等を活用した支援を行うとともに、商業者との連携から市内産農畜産物の活用や販路拡大を促進します。	イベント等におけるPR関係機関と連携し、生産者への技術研修、試験栽培等を実施 6次産業化を支援する制度の紹介、加工品の販売促進既存レストラン等へ、地元食材の活用を呼び掛け	イベント等におけるPR関係機関と連携し、生産者への技術研修、試験栽培等を実施 6次産業化を支援する制度の紹介、加工品の販売促進既存レストラン等へ、地元食材の活用を呼び掛け	イベント等におけるPR関係機関と連携し、生産者への技術研修、試験栽培等を実施 6次産業化を支援する制度の紹介、加工品の販売促進既存レストラン等へ、地元食材の活用を呼び掛け	農林振興課
観光・直売型農業推進事業	生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を促進します。また、農業の活性化を図るため、生産組織の育成を支援し、計画栽培、出荷による安定経営を支援します。	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	農林振興課
体験農園支援事業	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。	市内の体験農園等の取組みのPR 体験農園開設を希望する農業者の掘起しと支援	市内の体験農園等の取組みのPR 体験農園開設を希望する農業者の掘起しと支援	市内の体験農園等の取組みのPR 体験農園開設を希望する農業者の掘起しと支援	農林振興課
田園空間施設維持管理事業	農村・農業の貴重な歴史・文化・伝統技術や農村景観などの農村資源を保全・復元するとともに、農業体験の場を提供する農村公園等田園空間施設の維持管理を行います。	田んぼの学校(公募家族)、 田んぼの学校(小学生)6校、 収穫体験(幼稚園、保育園、保育所) ほか、各種イベント	田んぼの学校(公募家族)、 田んぼの学校(小学生)6校、 収穫体験(幼稚園、保育園、保育所) ほか、各種イベント	田んぼの学校(公募家族)、 田んぼの学校(小学生)6校、 収穫体験(幼稚園、保育園、保育所) ほか、各種イベント	農林振興課
森林経営管理事業	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。	意向調査等、 森林経営管理実施	意向調査等、 森林経営管理実施	意向調査等、 森林経営管理実施	農林振興課

2 商工業

【目指すまちの姿】

○市内商業者のネットワークが広がり、にぎわいと交流が創出されるとともに、エネルギー産業や製造業など様々な企業が地域に根差し、魅力と活力のあるまちとなっています。

【施策の方向性】

(1) 活力ある商業の推進

- ・商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより、商店街の魅力向上を図ります。
- ・商工会を中心に、市内の商業者のネットワークを広げ、にぎわいと交流の創出に取り組みます。

(2) 力強い工業の推進

- ・事業所の新規立地や大規模設備投資を推進するとともに、企業が保有する未利用地等の利活用調査等を行い、新たな企業立地を促進します。
- ・立地企業の競争力を強化するために、県及び近隣市と連携しながら、規制緩和等について要望活動を行います。

(3) 中小企業の支援

- ・中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資や利子補給制度による資金面での支援、会社見学会や企業説明会等による人材確保面での支援などを行います。
- ・中小企業が有する多様な課題に適切に対処するため、経営に関する相談体制を充実し、ニーズに応じたきめ細かな対応を行います。特に中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継が円滑に進むよう支援します。
- ・市内での創業を支援するために、創業に関する知識を習得する機会の提供、ワンストップ相談窓口の設置等の支援を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
商店街魅力向上事業	商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより魅力向上を図るとともに、持続可能な商店街づくりを進めます。	商店街共同施設整備補助金交付 商工会活動の支援(一店逸品事業、地元魅力発見事業) 商工会が行う市民交流活動への支援 商店会街路灯市移管へ向けた検討・調査	商店街共同施設整備補助金交付 商工会活動の支援(一店逸品事業、地元魅力発見事業) 商工会が行う市民交流活動への支援 商店会街路灯市移管への実施	商店街共同施設整備補助金交付 商工会活動の支援(一店逸品事業、地元魅力発見事業) 商工会が行う市民交流活動への支援	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
企業等振興支援事業	<p>企業経営の安定化と事業の高度化、産業の振興、雇用の場の確保を図るため、一定規模以上の設備投資に対して助成を行い、企業の新規立地や設備投資を促進します。</p> <p>県及び近隣市と連携しながら規制緩和等の側面的支援を行います。</p>	<p>県及び近隣自治体と連携した側面的支援企業振興条例及び椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用</p> <p>企業訪問・面談</p> <p>工場連絡会の運営</p>	<p>県及び近隣自治体と連携した側面的支援企業振興条例及び椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用</p> <p>企業訪問・面談</p> <p>工場連絡会の運営</p> <p>工場連絡会の運営</p> <p>企業振興条例改正(SDGs関連)</p>	<p>県及び近隣自治体と連携した側面的支援企業振興条例及び椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用</p> <p>企業訪問・面談</p> <p>工場連絡会の運営</p>	商工観光課
中小企業支援事業	<p>人材や資金面など経営資源が弱い中小企業について、融資や利子補給制度により、資金の支援を行うとともに、経営相談等に対応する相談体制を充実し、きめ細かな支援を行います。</p>	<p>融資及び利子補給制度の運用</p> <p>市及び商工会による企業訪問、面談</p> <p>SNS、EC等活用支援制度検討</p> <p>電子決済対応への勉強会</p>	<p>融資及び利子補給制度の運用</p> <p>市及び商工会による企業訪問、面談</p> <p>SNS、EC等活用支援制度及び電子決済の運用</p>	<p>融資及び利子補給制度の運用</p> <p>市及び商工会による企業訪問、面談</p> <p>SNS、EC等活用支援制度及び電子決済の運用</p>	商工観光課

3 観光

【目指すまちの姿】

○地域資源の活用により、観光地としての魅力が向上し、多くの人が集まりにぎわいが創出されています。

【施策の方向性】

(1) 観光振興に向けた体制づくり

- ・観光資源を活用し、観光地としての魅力を高めるために、袖ヶ浦市観光協会の活動を支援します。

(2) 観光地としての魅力づくり

- ・観光地としての魅力を高めるため、観光客の市内での回遊性を高めるための取組を推進し、滞在時間の長期化を図ります。
- ・市内の観光スポットを巡る回遊コースや、近隣市と連携した広域的な観光回遊コースのメニューづくりに取り組みます。
- ・市内の自然環境等を活かした新たな観光地づくりを推進します。また、民間と連携して取り組む観点から、地域資源を活用した商品やメニューの開発を行う事業者等を支援します。

(3) 観光情報の発信・充実

- ・ホームページやSNS、紙媒体の観光ガイドマップのほか、新たな交流拠点である「FARM COURT 袖ヶ浦」の活用など、多様な手法を介して市内の観光スポットや特産品に関する情報を発信します。
- ・外国人観光客に向けた情報発信を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
袖ヶ浦市観光協会活動支援事業	袖ヶ浦市及び周辺地域の豊かな自然、文化等の観光資源を活用し、観光地としての魅力を高め、観光事業の健全な振興を図ることにより、地域経済の活性化、地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業を展開する(一社)袖ヶ浦市観光協会の運営を支援します。	観光協会への補助金の交付 観光協会運営支援 観光協会事業活動の周知	観光協会への補助金の交付 観光協会運営支援 観光協会事業活動の周知	観光協会への補助金の交付 観光協会運営支援 観光協会事業活動の周知	商工観光課
地域回遊促進事業	観光客の市内回遊を促進するため、主要拠点から観光施設までの移動手段の拡充による利便性の向上、新たな観光資源の発掘等により、来訪者の増加と観光地としての魅力を向上させます。	観光協協会と連携した情報の発信 以下、観光協会実施事業 (レンタサイクルの運営、新たな拠点開設検討、新規拠点開設、レンタサイクルを活用した周遊企画の実施)	観光協協会と連携した情報の発信 以下、観光協会実施事業 (レンタサイクルの運営、新たな拠点開設検討、レンタサイクルを活用した周遊企画の実施、レンタカーを活用した周遊企画の検討)	観光協協会と連携した情報の発信 以下、観光協会実施事業 (レンタサイクルの運営、新たな拠点開設検討、レンタサイクルを活用した周遊企画の実施、レンタカーを活用した周遊企画の検討)	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
観光情報発信事業	本市観光の魅力を発信するため、観光協会によるホームページやSNSを活用した情報発信の充実を図ります。 また、商業施設やイベント等において、観光PRを行い、観光情報を含めた本市の魅力を市内外へ発信していきます。	観光協会と連携した観光情報の発信	観光協会と連携した観光情報の発信	観光協会と連携した観光情報の発信	商工観光課

4 雇用・就業

【目指すまちの姿】

○市内の事業所において必要な雇用が確保され、また、意欲を持つすべての人がいきいきと働くことのできる就業機会と就労環境が整っています。

【施策の方向性】

(1) 雇用の促進

・市内事業者の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会など、就職希望者と市内事業者とのマッチングの場を提供します。

(2) 就業機会の拡大

・ハローワーク、ジョブカフェ等の関係機関と連携し、若者や子育て中の女性、高齢者など、多様な世代の方が希望する形で就労を実現できるよう支援します。

(3) 就労環境の向上

・関係機関と連携し、労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり等、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現と労働環境の改善に向けた啓発活動を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
雇用促進事業	市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。また、人手不足への対策として、外国人労働力の活用を検討していくため、市内企業に対し外国人労働者の受け入れ意向を確認するとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。	新卒者を対象とした合同会社説明会、見学会の開催 一般向け合同会社面接会の開催 外国人労働者に関する情報提供 ITを活用した企業の説明会等の検討	新卒者を対象とした合同会社説明会、見学会の開催 一般向け合同会社面接会の開催 外国人労働者に関する情報提供及び企業の意向調査 ITを活用した企業の説明会の実施	新卒者を対象とした合同会社説明会、見学会の開催 一般向け合同会社面接会の開催 外国人労働者に関する情報提供 ITを活用した企業の説明会等の検討	商工観光課
就労支援事業	ハローワーク、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター等と連携して、求職者の就職に向けたセミナーを開催し、多様な世代の方が希望する形で就労できるよう支援を行います。	関係機関と連携した、若者向け就労支援セミナー、女性向け就労支援セミナー、シニア向け再就職セミナー、ニート引きこもり等の職業的自立相談会の開催 ハローワーク求人情報の提供	関係機関と連携した、若者向け就労支援セミナー、女性向け就労支援セミナー、シニア向け再就職セミナー、ニート引きこもり等の職業的自立相談会の開催 ハローワーク求人情報の提供	関係機関と連携した、若者向け就労支援セミナー、女性向け就労支援セミナー、シニア向け再就職セミナー、ニート引きこもり等の職業的自立相談会の開催 ハローワーク求人情報の提供	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
<p>コワーキングスペース開設支援事業【新規】</p>	<p>コロナ禍を契機とした働き方の変化に対応し、テレワークや副業等の時代に応じた働く場所を整備することで、市内における起業拠点を創出することを目的として、起業者等を対象としたコワーキングスペースの開設を支援する。 また、開設されたコワーキングスペースを活用し、起業者と地域の交流拠点となるような取組みを展開する。</p>	<p>補助要綱策定 事業説明会・周知 事業者申請受付</p>	<p>事業説明会・周知 事業者申請受付 開設個所運営状況確認 地域交流の取組み実施</p>	<p>事業説明会・周知 事業者申請受付 開設個所運営状況確認 地域交流の取組み実施</p>	<p>商工観光課</p>

第6章 市民活動・行財政

第6章 市民活動・行財政

1 市民活動

【目指すまちの姿】

○市民が主体的に地域コミュニティ活動に参加することで住民同士がつながり、また地域の多様な団体が互いに連携しながら、地域活動が活発に行われています。

【施策の方向性】

(1) 市民のまちづくり活動への参加促進

- ・まちづくり活動への市民の参加意識を醸成するため、まちづくり活動に関する市民の関心を高めるとともに、参加のきっかけづくりとなる機会を創出します。

(2) 地域活動の活性化

- ・自治会や市民活動団体による活動が活発に行われるよう支援するとともに、地域まちづくり協議会の設立と運営を支援します。
- ・個別に活動を行っている市民活動団体が連携することで、より効果的な活動が展開できるよう、団体間のネットワークの構築を推進します。

(3) 市民等と行政との協働の推進

- ・協働の推進に当たり、協働相談窓口の設置・運営や事例発表会の開催等を行います。また、協働に関する理解の推進や必要な知識の習得等により、協働に取り組むことができる人材を育成します。
- ・市民等と市が連携しながら、地域が抱える課題の解決を図る協働事業提案制度を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
まちづくり活動促進事業	地域コミュニティで活動する担い手を養成するため、地域づくりに役立つ知識を学ぶ「まちづくり講座」を開催します。様々な分野で活動する人材を活用するとともに担い手との連携を図り、地域コミュニティ等との活性化を図ります。	まちづくり講座の開催 人材活用制度の運用	まちづくり講座の開催 人材活用制度の運用	まちづくり講座の開催 人材活用制度の運用	市民協働推進課 市民会館
自治振興対策事業	市民の自主的かつ主体的な活動によるまちづくりを推進するため、自治連絡協議会や各地区自治連絡会等の自主活動を支援します。また、自治連絡協議会と連携し、自治会の加入促進を図ります。	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ 自治会未結成地区への結成支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ 自治会未結成地区への結成支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ 自治会未結成地区への結成支援	市民協働推進課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
地域づくり官学連携事業【新規】	県内大学と本市において、包括連携協定を締結し、地域活性化に資する取組を連携して実施します。	大学との地域包括連携協定の締結 協定締結大学との共同によるまちづくり参加促進 協定締結大学学生のインターンシップの受入 協定締結大学研究室における実証的取組の受入協議 協定締結大学と連携した地域活性化の取組	協定締結大学との共同によるまちづくり参加促進 協定締結大学学生のインターンシップの受入 協定締結大学研究室における実証的取組の受入協議 協定締結大学と連携した地域活性化の取組	協定締結大学との共同によるまちづくり参加促進 協定締結大学学生のインターンシップの受入 協定締結大学研究室における実証的取組の受入 協定締結大学と連携した地域活性化の取組	市民協働推進課
地域まちづくり協議会支援事業	地域住民や地縁団体、市民活動団体等で構成する地域まちづくり協議会の設置及び運営に関する支援を行い、地域の特性を活かした、地域の主体的なまちづくりを進めます。	地域まちづくり協議会の運営支援 地域まちづくり協議会の設立支援	地域まちづくり協議会の運営支援 地域まちづくり協議会の設立支援	地域まちづくり協議会の運営支援 地域まちづくり協議会の設立支援	市民協働推進課
市民協働推進事業	地域コミュニティと市において、それぞれ果たすべき役割や責任を自覚したうえで、お互いの自主性を尊重しながら、連携協力し地域の活性化や地域課題解決に取り組めます。	協働事業提案制度の実施 協働のまちづくりの事例収集と提供 協働のまちづくり推進計画の策定	協働事業提案制度の実施 協働のまちづくりの事例収集と提供 市民協働に関する相談窓口の設置、運営	協働事業提案制度の実施 協働のまちづくりの事例収集と提供 市民協働に関する相談窓口の運営	市民協働推進課

2 人権・男女共同参画

【目指すまちの姿】

○性別、障がい、国籍等の多様性への理解が深まり、すべての市民がお互いの人権を尊重し合いながら共生できる社会、自分らしい生き方を選択できる社会に向けた意識づくりが進んでいます。

【施策の方向性】

(1) 人権擁護の推進

- ・人権擁護委員等と連携しながら、人権に関する正しい知識について学ぶ機会や、様々な人権問題について考える機会の提供に取り組み、人権意識の高揚を図ります。
- ・市民が抱えている人権問題に関する解決を図るための相談体制の充実を図ります。

(2) 男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会の実現に向け、セミナー等の開催や広報活動を通して意識啓発を推進するとともに、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できる環境整備や支援に取り組みます。
- ・関係機関と連携し、DV事案の発生に的確に対応します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
人権擁護事業	市民みんなが人権を尊重し合い、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会に向けて、人権擁護委員と連携して子どもから大人までを対象とした人権に関する意識啓発を行います。また、人権に関する諸問題の解決を図るための相談体制を整えます。	人権相談の実施 小中学校での人権教室の開催 成人向け講話の実施 袖ヶ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付	人権相談の実施 小中学校での人権教室の開催 成人向け講話の実施 袖ヶ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付	人権相談の実施 小中学校での人権教室の開催 成人向け講話の実施 袖ヶ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付	市民協働推進課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進員と連携して男女共同参画の意識づくりに取り組みます。また、男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できるよう、女性の活躍やワークライフ・バランスの普及促進に向けて取り組みます。	男女共同参画セミナーの実施 男性の家庭参画促進に向けたセミナーの実施 出前講座の開催 情報誌の発行 第5次男女共同参画計画の策定 パートナーシップ制度創設に向けた準備	男女共同参画セミナーの実施 男性の家庭参画促進に向けたセミナーの実施 出前講座の開催 情報誌の発行 パートナーシップ制度の運用	男女共同参画セミナーの実施 男性の家庭参画促進に向けたセミナーの実施 出前講座の開催 情報誌の発行 パートナーシップ制度の運用	市民協働推進課

3 多文化共生

【目指すまちの姿】

○国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、地域社会の中でともに暮らすことができます。

【施策の方向性】

(1) 多文化共生の推進

- ・外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や案内標識等の整備、日本語学習の支援等を行います。
- ・外国人が地域のコミュニティに気軽に参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

(2) 国際交流活動の推進

- ・国際交流協会との連携による国際交流イベントの開催や国際交流に関わる市民団体等の育成・活動支援を行うことで、市民レベルでの国際交流に関する意識の高揚を図ります。
- ・研修会等への参加促進により国際感覚豊かな人材を育成し、国際交流活動の活性化を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
多文化共生推進事業	外国人住民にとって暮らしやすい環境づくりを行うため、窓口業務等において多言語化対応を行います。また、関係団体と連携を図りながら、外国人の地域交流の場への参加促進に取り組みます。さらに、市内の学校に通う外国人の児童生徒等に対し、日本語教育の取組を行います。	生活支援情報の提供や窓口案内の支援 やさしい日本語化の推進 日本語教室の開催支援 市内の学校に通う外国人の児童生徒への日本語教育	生活支援情報の提供や窓口案内の支援 やさしい日本語化の推進 日本語教室の開催支援 市内の学校に通う外国人の児童生徒への日本語教育 市内在住外国人へのアンケート	生活支援情報の提供や窓口案内の支援 やさしい日本語化の推進 日本語教室の開催支援 標識等の多言語化推進 市内の学校に通う外国人の児童生徒への日本語教育	市民協働推進課
国際交流推進事業	市民の多文化共生への理解を推進するため、国際交流活動の支援を行います。また、袖ヶ浦市国際交流協会の運営を支援することで、市民同士の交流を促進します。	国際交流活動（国際交流イベント等）の支援 国際交流協会の運営支援 市民団体等への活動支援	国際交流活動（国際交流イベント等）の支援 国際交流協会の運営支援 市民団体等への活動支援	国際交流活動（国際交流イベント等）の支援 国際交流協会の運営支援 市民団体等への活動支援	市民協働推進課

4 情報共有・発信

【目指すまちの姿】

○広報・広聴活動の充実により市民と行政との間で情報が共有され、シティプロモーションの推進により本市に興味・関心を持つ人が増えています。

【施策の方向性】

(1) 市政情報発信の充実

- ・ 広報紙やホームページなど、既存の情報発信媒体による情報発信について、より市民が興味、関心を持つ工夫を行うとともに、SNSなど新しい手法を介した情報の発信も積極的に実施します。
- ・ 防災・防犯など、市民の生活の安全に関する情報を、的確かつ迅速に市民に提供します。

(2) 広聴活動の推進

- ・ 多様化する市民ニーズを市政に反映させるため、様々な方法により広く市民の声を聴き入れる広聴活動を推進するとともに、市民の市政への参加機会を提供します。

(3) シティプロモーションの展開

- ・ ホームページや各種メディアを活用するなど戦略的な情報発信や、市民協働によるPR活動の充実により、「市外の人に袖ヶ浦市を知ってもらい、興味・関心を持ってもらう」ためのシティプロモーション活動を積極的に推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
広報紙・ホームページ等による市政情報の発信	広報紙「広報そでがうら」の発行、市公式ホームページ、SNSなどを活用し市政情報の発信を行います。	広報そでがうらの発行及び周知活動 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNSなどを活用した情報の発信	広報そでがうらの発行及び周知活動 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNSなどを活用した情報の発信	広報そでがうらの発行及び周知活動 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNSなどを活用した情報の発信	秘書広報課
広聴活動の充実	市政やまちづくりに関し、市民の意見を広く聴き市政に反映させるため、各種団体や市民グループとの意見交換や申出書等による意見、提言の聴取等を行い、市民参加の市政を一層推進します。	市長と一緒にティータイム(意見交換会) 市民の声の受付、回答	市長と一緒にティータイム(意見交換会) 市民の声の受付、回答	市長と一緒にティータイム(意見交換会) 市民の声の受付、回答	秘書広報課
シティプロモーション推進事業	各種シティプロモーション活動を通じて、袖ヶ浦市の魅力を広く市内外にPRします。	シティプロモーション事業の実施 各種媒体を活用したPR ガウラファミリーを活用したPR	シティプロモーション事業の実施 各種媒体を活用したPR ガウラファミリーを活用したPR	シティプロモーション事業の実施 各種媒体を活用したPR ガウラファミリーを活用したPR そでがうらシティプロモーション戦略基本方針の最終評価	秘書広報課

5 行政運営

【目指すまちの姿】

○社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、市民に信頼される行政運営が、効果的・効率的に行われています。

【施策の方向性】

(1) 効率的な行政運営

- ・社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、計画的な行政運営を行います。また、事務の効率化を図るために、各種業務システムの効果的な運用とともに新たな情報技術の導入を推進します。
- ・防災拠点となっている庁舎については、老朽化が進み耐震性が不足しているため、既存旧庁舎は建て替え、新庁舎は耐震補強と大規模改修を実施します。

(2) 職員の人材育成

- ・人材育成方針に掲げる目指すべき職員像を念頭に置いて、各種研修事業を計画的に進めるとともに、人事評価制度の運用を図ります。

(3) 広域行政の推進

- ・広域的な対応を行うことにより事務の効率化やコストの削減、市民の利便性向上等が得られる分野においては、近隣市等との連携を図りながら推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
全庁LANシステム再整備事業	庁舎整備事業の進捗に伴い、本市の業務基盤である全庁LANシステムの再整備を実施します。再整備にあたっては、関係法令等を踏まえクラウドシステムの導入を図るほか、情報セキュリティを向上させるため、複合複写機にセキュアプリントを導入します。	耐震工事が終了する中庁舎への全庁LANシステム用ネットワークの敷設及び旧庁舎等から中庁舎へネットワーク機器の移設 全庁LAN再整備施工管理委託 セキュアプリントの運用 全庁LAN端末更新	南庁舎が完成するタイミングで全庁LANシステム用ネットワークの敷設及び北庁舎・保健センターから南庁舎等へネットワーク機器の移設 全庁LAN再整備施工管理委託 セキュアプリントの運用 全庁LAN端末の運用		行政管理課
標準化対応基幹情報システム導入事業【新規】	令和3年度に公布された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、令和7年度末までに国の示す標準仕様に基づいた住民情報系システムを導入することが義務付けられたことを受け、現在運用している基幹情報システム及び個別システムについて、法定期限までに更新を図ります。	基幹情報システムにおける事業者選定、契約、システム構築	基幹情報システムにおけるシステム構築 基幹情報システムにおける新システム稼働	個別システムにおけるシステム構築 個別システムにおける新システム稼働	行政管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
庁舎整備事業	庁舎の安全性と防災機能の強化及び環境に配慮し市民に開かれた庁舎を実現させるため、設計・施工一括発注(デザインビルド)方式により一体的に実施し、より効率的な庁舎整備を進めます。	既存棟(中庁舎)耐震補強及び大規模改修工事 既存旧庁舎及び議会棟解体工事 南庁舎建設工事 駐車場用地取得	南庁舎建設工事 駐車場整備工事		資産管理課
職員の人材育成(職員研修・人事評価)	袖ヶ浦市人材育成方針に掲げる職員像を目指し、各種研修を計画的に推進するとともに、人事評価制度を活用した公務能率の確保と人材育成に努めます。	職員研修の計画策定及び実施 人事評価の人材育成への活用 外部機関への職員派遣の検討及び実施	職員研修の計画策定及び実施 人事評価の人材育成への活用 外部機関への職員派遣の検討及び実施	職員研修の計画策定及び実施 人事評価の人材育成への活用 外部機関への職員派遣の検討及び実施	職員課
火葬場整備運営事業	君津地域4市共同による火葬場を木更津市に整備し、安定的な火葬業務を運営することで市民福祉の向上を図ります。	木更津市事業主体による火葬場の管理運営 周辺道路の整備	木更津市事業主体による火葬場の管理運営 周辺道路の整備	木更津市事業主体による火葬場の管理運営 周辺道路の整備	環境管理課

6 財政運営

【目指すまちの姿】

○限りある財源や公共施設等の行政資源が有効に活用され、計画的な財政運営により、安定した財政基盤が確立されています。

【施策の方向性】

(1) 公共施設等の活用・見直し

- 公共施設を適切に維持管理し、将来的な財政状況を踏まえながら、個々の公共施設について方針を定め、更新・統廃合・長寿命化等の対策を講じます。

(2) 安定した財政運営

- 歳入面では、自主財源を確保するため、市税徴収体制を強化するとともに、国・県等の補助金制度の有効活用に努めます。また、ふるさと納税の充実等に取り組みます。
- 歳出面では、限られた財源を有効に配分していくために、事業等の見直しを図っていきます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5年度	6年度	7年度	
ファシリティマネジメント推進事業	公共施設の効率的・効果的な運営、適正配置・適正規模化を図るためファシリティマネジメントを推進します。	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置方針に基づく進行管理 公共施設白書の更新 照明のLED化の検討、実施	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置方針に基づく進行管理 公共施設白書の更新	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置方針に基づく進行管理 公共施設白書の更新	資産管理課
教育施設等利活用事業	旧総合教育センター跡地の利活用方針、臨海スポーツセンターのあり方を決定し、有効活用を図ります。また、その他の教育施設等についても有効活用等を検討します。	旧総合教育センター跡地の利活用方針決定 臨海スポーツセンターのあり方検討 教育施設等の有効活用等を検討	臨海スポーツセンターのあり方検討 教育施設等の有効活用等を検討	臨海スポーツセンターのあり方決定 教育施設等の有効活用等を検討	教育総務課 スポーツ振興課 企画政策課 資産管理課
ふるさと納税推進事業	地元特産品のPR、地域経済の活性化及び自主財源の確保を目的として、本市に一定額以上のふるさと納税(寄附)を行った市外在住者に対し、返礼品として本市の特産品等を送付します。	新たな返礼品の追加	新たな返礼品の追加	新たな返礼品の追加	財政課

袖ヶ浦市第2期実施計画（案）事業一覧

第1章 子育て・教育・文化 施策1 子育て支援

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
1	結婚支援事業	市民協働推進課	一般会計	継続		18	○
2	不妊治療費等助成事業	健康推進課	一般会計	継続		18	○
3	子育て世代包括支援事業	子育て支援課	一般会計	継続		19	○
4	放課後児童クラブ支援事業	子育て支援課	一般会計	継続		19	○
5	平川地区幼保連携推進事業	子育て支援課	一般会計	継続	○	19	○
6	私立保育施設等整備助成事業	子育て支援課	一般会計	継続	○	19	○
7	多様なニーズに応じた保育サービス事業	保育幼稚園課	一般会計	継続		19	○
8	保育所入所待ち児童支援事業	保育幼稚園課	一般会計	継続		19	○
9	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	一般会計	継続		19	○
10	地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課	一般会計	継続		20	○

第1章 子育て・教育・文化 施策2 学校教育

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
11	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学校教育課	一般会計	継続		21	○
12	小中学校特別支援教員活用事業	学校教育課	一般会計	継続		22	○
13	小中学校体験活動推進事業	学校教育課	一般会計	継続		22	○
14	小中学校情報教育推進事業	学校教育課	一般会計	継続		22	○
15	小中学校読書教育推進事業	学校教育課	一般会計	継続		22	○
16	小学校スクールカウンセラー活用事業	学校教育課	一般会計	継続		22	
17	学校ICT教育支援事業	総合教育センター	一般会計	継続		23	○
18	外国語教育支援事業	総合教育センター	一般会計	継続		23	○
19	教育相談事業	総合教育センター	一般会計	継続		23	
20	教育支援教室運営事業	総合教育センター	一般会計	継続		23	
21	学校体育推進事業	スポーツ振興課	一般会計	継続		23	
22	子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業	学校教育課	一般会計	継続		24	○
23	蔵波小学校校舎増築事業	教育総務課	一般会計	【新規】	○	24	
24	昭和中学校校舎増築事業	教育総務課	一般会計	【新規】	○	24	
25	小中学校老朽化対策事業	教育総務課	一般会計	【新規】		24	
26	学校環境整備事業	教育総務課	一般会計	継続	○	24	○
27	児童・生徒指導センター運営事業	総合教育センター	一般会計	継続		24	

第1章 子育て・教育・文化 施策3 生涯学習

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
28	市民三学大学講座	生涯学習課	一般会計	継続		25	
29	生涯学習ボランティア促進事業	生涯学習課	一般会計	継続		25	
30	読書普及事業	中央図書館	一般会計	継続		26	
31	電子図書館サービス事業	中央図書館	一般会計	【実計新規】		26	
32	放課後子供教室推進事業	生涯学習課	一般会計	継続		26	○

第1章 子育て・教育・文化 施策4 スポーツ

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
33	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	スポーツ振興課	一般会計	継続		27	○
34	スポーツツーリズム推進事業	スポーツ振興課	一般会計	継続		27	○

第1章 子育て・教育・文化 施策5 文化芸術・文化財

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
35	芸術活動普及事業	生涯学習課	一般会計	継続		28	
36	山野貝塚保存活用事業	生涯学習課	一般会計	継続	○	28	○
37	総合的な文化財の保存・活用事業	生涯学習課	一般会計	継続		28	
38	地域資料管理活用事業	郷土博物館	一般会計	継続		29	

第2章 健康・医療・福祉 施策1 健康づくり・医療

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
39	健康づくり推進事業	健康推進課	一般会計	継続		31	○
40	幼児・児童生徒歯科指導事業	健康推進課	一般会計	【新規】		31	
41	特定健康診査等事業・特定保健指導事業	保険年金課	国保会計	継続		32	○
42	地域医療体制の確保	健康推進課	一般会計	継続		32	○

第2章 健康・医療・福祉 施策2 地域福祉

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
43	重層的支援体制整備事業	地域福祉課	一般会計	【新規】		33	
44	成年後見制度利用促進体制整備推進事業	地域福祉課	一般会計	継続		33	
45	身近な交流の場づくり推進事業	地域福祉課	一般会計	継続		34	○
46	生活困窮者自立支援事業	地域福祉課	一般会計	継続		34	○
47	学習・生活支援事業	地域福祉課	一般会計	継続		34	

第2章 健康・医療・福祉 施策3 高齢者福祉

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
48	一般介護予防事業	高齢者支援課	介護会計	継続		35	○
49	介護保険サービス事業所整備事業	介護保険課	一般会計	継続	○	35	
50	介護人材確保育成支援事業	介護保険課	一般会計	継続		36	○
51	高齢者移動支援事業	高齢者支援課	一般会計	継続		36	○
52	地域包括支援センターの体制強化	高齢者支援課	介護会計	【実計新規】	○	36	
53	生活支援体制整備事業	高齢者支援課	介護会計	継続		36	○
54	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者支援課	介護会計	継続		36	○
55	認知症サポーター養成等事業	高齢者支援課	介護会計	継続		36	○
56	シルバー人材センター支援事業	高齢者支援課	一般会計	継続		37	○

第2章 健康・医療・福祉 施策4 障がい者福祉

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
57	相談支援事業	障がい者支援課	一般会計	継続		38	○
58	発達障害児等療育支援事業	障がい者支援課	一般会計	【実計新規】		38	
59	日常生活用具給付等事業	障がい者支援課	一般会計	継続		38	
	成年後見制度利用促進体制整備推進事業【再掲】	地域福祉課	一般会計	継続		39	

第3章 防災・防犯・環境 施策1 防災

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
60	災害情報等伝達手段確保事業	防災安全課	一般会計	継続		41	○
61	震災対策備蓄倉庫管理事業	防災安全課	一般会計	継続		41	
62	宅地耐震化推進事業	都市整備課	一般会計	【実計新規】		42	
63	地域防災力向上事業	防災安全課	一般会計	継続		42	○
64	防災訓練事業	防災安全課	一般会計	継続		42	○
65	避難行動要支援者対策事業	防災安全課	一般会計	継続		42	

第3章 防災・防犯・環境 施策2 防犯・交通安全

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
66	防犯対策推進事業	防災安全課	一般会計	継続		43	○
67	地域防犯体制強化事業	防災安全課	一般会計	継続		43	○
68	交通安全対策事業	防災安全課	一般会計	継続		43	○

第3章 防災・防犯・環境 施策3 消防・救急

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
69	(仮称) 袖ヶ浦市統合消防庁舎建設事業	消防本部総務課	一般会計	【新規】	○	44	
70	無線線域及び共同指令センター運営事業	警防課	一般会計	【実計新規】	○	44	
71	常備消防車両整備事業	警防課	一般会計	継続	○	44	
72	非常備消防車両整備事業	警防課	一般会計	継続	○	44	
73	消防団詰所建設事業	警防課	一般会計	継続	○	45	
74	応急手当啓発事業	中央消防署	一般会計	【実計新規】		45	
75	火災予防啓発事業	予防課	一般会計	継続		45	○

第3章 防災・防犯・環境 施策4 消費生活

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
76	消費生活相談・消費者意識啓発事業	商工観光課	一般会計	継続		46	

第3章 防災・防犯・環境 施策5 環境保全

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
77	まちの美化推進事業	環境管理課	一般会計	継続		47	
78	自然環境保全事業	環境管理課	一般会計	継続		47	
79	公用車電気自動車導入事業	管財契約課	一般会計	【新規】	○	48	
80	地球温暖化対策事業	環境管理課	一般会計	継続		48	
81	大気汚染監視機器整備事業	環境管理課	一般会計	継続	○	48	

第3章 防災・防犯・環境 施策6 廃棄物・リサイクル

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
82	ごみ減量化推進事業	廃棄物対策課	一般会計	継続		49	
83	ごみ資源化推進事業	廃棄物対策課	一般会計	継続		49	
84	ごみ処理施設等長寿命化事業	廃棄物対策課	一般会計	継続	○	50	
85	次期広域廃棄物処理事業	廃棄物対策課	一般会計	継続	○	50	○
86	合併処理浄化槽設置補助事業	廃棄物対策課	一般会計	継続		50	
87	廃棄物・土砂対策事業	廃棄物対策課	一般会計	継続		50	

第4章 都市形成・都市基盤 施策1 市街地形成

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
88	市街地調整区域土地利用適正誘導事業	都市整備課	一般会計	継続		52	○
89	地籍調査事業	土木管理課	一般会計	継続		52	
90	市街地内市道等整備事業	都市整備課	一般会計	継続		53	○
91	景観まちづくり推進事業	都市整備課	一般会計	継続		53	

第4章 都市形成・都市基盤 施策2 公園・緑地

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
92	公園緑地管理事業	都市整備課	一般会計	継続	○	54	
93	都市公園交流機会創出事業	都市整備課	一般会計	継続		54	○

第4章 都市形成・都市基盤 施策3 道路

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
94	西内河根場線建設事業	土木建設課	一般会計	継続	○	55	○
95	三箇横田線建設事業	土木建設課	一般会計	継続	○	55	
96	飯富29号線・代宿横田線建設事業	土木建設課	一般会計	継続	○	56	
97	国県道・自動車専用道路等整備促進事業	土木管理課	一般会計	継続		56	○
98	道路アダプトプログラム事業	土木管理課	一般会計	継続		56	
99	道路附属物修繕事業	土木管理課	一般会計	【実計新規】	○	56	
100	交通安全施設整備事業	土木建設課	一般会計	継続	○	56	○
101	橋梁長寿命化修繕事業	土木建設課	一般会計	継続	○	56	

第4章 都市形成・都市基盤 施策4 河川

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
102	水防事業	土木建設課	一般会計	【実計新規】	○	57	
103	河川維持管理費	土木建設課	一般会計	【実計新規】	○	57	
104	雨水下水道施設長寿命化修繕事業	土木管理課	一般会計	【実計新規】	○	57	
105	雨水幹線管渠建設改良事業	土木管理課	一般会計	【実計新規】	○	57	
106	海岸・護岸維持管理事業	土木管理課	一般会計	【実計新規】	○	58	

第4章 都市形成・都市基盤 施策5 下水道

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
107	下水道施設の適正管理	下水対策課	下水道事業会計	継続	○	59	
108	下水道事業の経営基盤の強化	下水対策課	下水道事業会計	【実計新規】		59	

第4章 都市形成・都市基盤 施策6 住宅

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
109	木造住宅耐震化促進事業	都市整備課	一般会計	継続		60	
110	市営住宅維持管理事業	都市整備課	一般会計	継続	○	60	
111	空家等対策事業	都市整備課	一般会計	継続		60	○

第4章 都市形成・都市基盤 施策7 公共交通

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
112	高速バス利便性向上事業	企画政策課	一般会計	継続		61	○
113	地域公共交通づくり事業	企画政策課	一般会計	継続		61	○

第5章 産業 施策1 農林業

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
114	担い手育成・支援対策事業	農林振興課	一般会計	継続		63	○
115	新規就農者支援対策事業	農林振興課	一般会計	継続		64	○
116	県営経営体育成基盤整備事業（大鳥居地区）	農林振興課	一般会計	【実計新規】	○	64	
117	県営経営体育成基盤整備事業（武田川下流地区）	農林振興課	一般会計	継続	○	64	○
118	土地改良推進事業	農林振興課	一般会計	継続		64	○
119	有害鳥獣駆除事業	農林振興課	一般会計	継続		64	
120	農地農村環境保全事業	農林振興課	一般会計	継続		64	
121	農畜産物の魅力向上事業	農林振興課	一般会計	継続		65	○
122	観光・直売型農業推進事業	農林振興課	一般会計	継続		65	○
123	体験農園支援事業	農林振興課	一般会計	継続		65	○
124	田園空間施設維持管理事業	農林振興課	一般会計	継続		65	
125	森林経営管理事業	農林振興課	一般会計	継続		65	

第5章 産業 施策2 商工業

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
126	商店街魅力向上事業	商工観光課	一般会計	継続		66	○
127	企業等振興支援事業	商工観光課	一般会計	継続		67	○
128	中小企業支援事業	商工観光課	一般会計	継続		67	○

第5章 産業 施策3 観光

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
129	袖ヶ浦市観光協会活動支援事業	商工観光課	一般会計	継続		68	○
130	地域回遊促進事業	商工観光課	一般会計	継続		68	○
131	観光情報発信事業	商工観光課	一般会計	継続		69	○

第5章 産業 施策4 雇用・就業

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
132	雇用促進事業	商工観光課	一般会計	継続		70	○
133	就労支援事業	商工観光課	一般会計	継続		70	○
134	コワーキングスペース開設支援事業	商工観光課	一般会計	【新規】		71	

第6章 市民活動・行財政 施策1 市民活動

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
135	まちづくり活動促進事業	市民協働推進課	一般会計	継続		73	○
136	自治振興対策事業	市民協働推進課	一般会計	継続		73	○
137	地域づくり官学連携事業	市民協働推進課	一般会計	【新規】		74	
138	地域まちづくり協議会支援事業	市民協働推進課	一般会計	継続		74	○
139	市民協働推進事業	市民協働推進課	一般会計	継続		74	○

第6章 市民活動・行財政 施策2 人権・男女共同参画

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
140	人権擁護事業	市民協働推進課	一般会計	継続		75	
141	男女共同参画推進事業	市民協働推進課	一般会計	継続		75	○

第6章 市民活動・行財政 施策3 多文化共生

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
142	多文化共生推進事業	市民協働推進課	一般会計	継続		76	○
143	国際交流推進事業	市民協働推進課	一般会計	継続		76	○

第6章 市民活動・行財政 施策4 情報共有・発信

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
144	広報紙・ホームページ等による市政情報の発信	秘書広報課	一般会計	継続		77	○
145	広聴活動の充実	秘書広報課	一般会計	継続		77	
146	シティプロモーション推進事業	秘書広報課	一般会計	継続		77	○

第6章 市民活動・行財政 施策5 行政運営

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
147	全庁LANシステム再整備事業	行政管理課	一般会計	継続		78	○
148	標準化対応基幹情報システム導入事業	行政管理課	一般会計	【新規】		78	
149	庁舎整備事業	資産管理課	一般会計	継続	○	79	○
150	職員の人材育成（職員研修・人事評価）	職員課	一般会計	継続		79	
151	火葬場整備運営事業	環境管理課	一般会計	継続	○	79	○

第6章 市民活動・行財政 施策6 財政運営

NO.	事務事業名	担当所属	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
152	ファシリティマネジメント推進事業	資産管理課	一般会計	継続		80	○
153	教育施設等利活用事業	教育総務課	一般会計	継続		80	○
154	ふるさと納税推進事業	財政課	一般会計	継続		80	○